



「新型コロナウイルス感染症拡大の対策へのお願い」

感染拡大防止の観点から、極力来場をお控えいただき、可能な限りインターネット又は郵送により議決権を行使していただきますよう、ご配慮をお願い申し上げます。

また、ご来場いただけない株主様のために、議事の模様をインターネット配信いたしますので、同封の案内をご確認ください。

なお、本定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、以下の当社ウェブサイトにてご連絡いたしますので、ご出席前に必ずご確認ください。

<https://www.fujikura.co.jp/ir/statement/meeting/index.html>

▶ 目次

第173期定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
事業報告	21
連結計算書類	51
計算書類	54
監査報告	57

第173期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2021年6月30日（水曜日）
午前10時

場所 東京都江東区木場一丁目5番1号
当社本社会議室
(末尾の「株主総会会場案内図」をご参照ください。)

議案
第1号議案
定款一部変更の件
第2号議案
監査等委員でない取締役4名選任の件
第3号議案
監査等委員である取締役6名選任の件

インターネット又は郵送による議決権行使の期限

2021年6月29日（火曜日）午後5時30分まで

株式会社フジクラ

証券コード：5803

経営理念 MVCV

Mission ミッション

フジクラグループは
“つなぐ” テクノロジーを通じ顧客の価値創造と社会に貢献する

私たちは “つなぐ” テクノロジーの分野であくなき挑戦を続け
価値ある商品及びソリューションの提供により
顧客の信頼に応え社会に貢献します

Vision ビジョン

“つなぐ” テクノロジーの分野で、顧客に最も信頼されるパートナーになる

先進的で有用性の高い商品とソリューションを継続的に開発し、
“つなぐ” テクノロジーの分野でリーダーになる

「一人ひとりが主役」として行動し、世界で通用する有能な人財集団になる

Core Value 基本的価値

カスタマーサティスファクション (Customer Satisfaction)

“それでお客様は満足ですか？”

変革 (Change)

“進歩への意欲を持って取り組んでいますか？”

共創 (Collaboration)

“それぞれが十分に能力を発揮するために協力し合っていますか？”

第173期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第173期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本定時株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大防止の観点から、極力、インターネットまたは書面により、事前に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。この場合、**お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4ページの「議決権行使のご案内」に従って、2021年6月29日(火曜日)午後5時30分までに議決権をご行使ください。**

敬 具

記

1	日 時	2021年6月30日(水曜日) 午前10時 * 開催日が前回定時株主総会の日(2020年9月16日)に相当する日と離れていますのは、前回定時株主総会は新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、当初予定しておりました開催日より延期をしたためです。
2	場 所	東京都江東区木場一丁目5番1号 当社本社会議室 (末尾の株主総会会場案内図をご参照ください。)
3	目的事項	報告事項 1. 第173期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第173期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

以 上

● 定時株主総会招集ご通知添付書類のうち次に掲げるものは、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトへの掲載をもって株主の皆様への提供といたしますので、添付書類には記載していません。なお、会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類には、これらの書類が含まれています。

① 連結計算書類の連結注記表

② 計算書類の個別注記表

● 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにて修正後の事項を掲載します。

● 新型コロナウイルス感染症拡大の対策のため、本定時株主総会の開催場所・運営方法を変更する場合は、当社ウェブサイトにてご連絡いたしますので、ご来場される株主様はご出席前に必ずご確認ください。

当社ウェブサイト

▶▶▶ <https://www.fujikura.co.jp/ir/statement/meeting/index.html>

新型コロナウイルス感染症拡大の防止への対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた本定時株主総会における対応について、以下のとおり株主の皆様へのお願い及び当社の対応をお知らせいたします。

1. 株主様へのお願い

次の対策にご協力くださいますようお願い申し上げます。

- ・本定時株主総会当日のご来場を見合わせ、インターネット又は郵送により議決権を行使してください。当日の議事の様子はインターネットの株主様向けサイトにて配信いたします。ご視聴にあたりましては、同封の案内をご確認ください。
- ・本定時株主総会へのご出席を検討されている場合は、当日までの健康状態にご留意ください。特に、感染による影響が大きいとされるご高齢の株主様や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は慎重にご判断ください。

2. ご来場される株主様へ

次の対策につき予めご了承及びご協力くださいますようお願い申し上げます。

- ・受付付近の混雑を回避するために、開会時間直前のご来場は避けてください。
- ・サーモグラフィーによる体温確認をいたします。37.5度以上の発熱が確認された場合には、ご入場をお断りさせていただきます。
- ・会場内では、マスクを常時着用してください。また、会場入口にアルコール消毒液を準備いたしますので、ご入場時には手指のアルコール消毒をしてください。
- ・ご入場後に、咳をされているなど明らかに体調がすぐれないようにお見受けする株主様へは、ご退場をお願いする場合もございます。

3. 当社の対応について

次の対策につき予めお知らせいたします。

- ・当社の役員及び運営スタッフは、マスク等を着用いたします。なお、検温をはじめ、予め体調を十分確認した上で参加いたします。
- ・飛沫防止パネルの設置及び受付待ちの株主様の整列位置の指定その他会場設備における感染症拡大防止策を実施いたします。
- ・会場内の座席は間隔をあけて配置しているため、収容人数が限られます。収容可能人数を超える株主様が来場された場合、ご入場をお断りすることがあります。
- ・報告事項や決議事項のご説明を含めまして、例年よりも短時間で議事進行を行う予定です。
- ・飲み物の提供はありません。ペットボトルなど蓋つきの容器に入ったお飲み物のお持ち込みは可能です。
- ・お荷物のお預かりはいたしかねます。

今後、上記の内容を変更することもございます。ご出席を検討される株主様におかれましては、ご来場前に当社ウェブサイトをご確認いただきますようお願い申し上げます。

<https://www.fujikura.co.jp/ir/statement/meeting/index.html>

議決権行使のご案内



郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年6月29日（火曜日）午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

方法1

「スマート行使」による議決権行使方法

議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取り、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※一度議決権を行使した後に行使内容を変更する場合は、方法2「議決権行使ウェブサイト」からの議決権行使方法により変更内容をご入力ください。

方法2

「議決権行使ウェブサイト」からの議決権行使方法

議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力の上「ログイン」をクリックし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月29日（火曜日）午後5時30分まで



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時

2021年6月30日（水曜日）午前10時

場所

東京都江東区木場一丁目5番1号 当社本社会議室

（末尾の「株主総会会場案内図」をご参照ください。）

インターネットによる議決権行使の際の注意点

- ① インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱いします。
- ② インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱いします。
- ③ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。
- ④ インターネットによる議決権行使は、2021年6月29日（火曜日）の午後5時30分まで受け付けますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。
なお、ご不明な点等がございましたら下記ウェブサポート専用ダイヤルへお問い合わせください。

システム等に関する
お問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
電話 **0120-652-031**（受付時間 午前9時～午後9時、フリーダイヤル）

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

第1号議案

定款一部変更の件

1. 提案の背景及び理由

当社は、2020年9月に策定した事業再生計画「100日プラン」における重点施策「既存事業の聖域なき『選択と集中』」、及び「コーポレートガバナンスの強化」に基づき、2021年4月1日をもって、監査等委員でない取締役の過半数の辞任を伴う大幅な経営体制の変更（以下、「本体制変更」といいます。）を行いました。本体制変更に伴う対応として、以下の定款変更をご提案するものです。

- (1) 監査等委員でない取締役の員数の見直し
- 本体制変更により監査等委員でない取締役を半減したことを踏まえ、員数を変更するものです。なお、当社では、コーポレートガバナンス強化の一環として、取締役会の構成を、当社経営から独立した社外取締役を半数として経営の透明性及び監督機能の強化を図ることとしています。
- (2) 役付取締役の見直し
- 本体制変更に伴って使用しなくなる、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役の名称を削除するものです。
- (3) 相談役の削除
- 当社では、2020年度中に相談役制度を廃止していることから、定款上もこの定めを削除するものです。
- (4) その他
- 現行定款第29条を削除することに伴って、第30条以下について条文番号を繰り上げるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
第20条（員数） 当会社の監査等委員である取締役以外の取締役（以下、監査等委員でない取締役という。）は、 <u>12名以内とする。</u>	第20条（員数） 当会社の監査等委員である取締役以外の取締役（以下、監査等委員でない取締役という。）は、 <u>6名以内とする。</u>
②（条文省略）	（現行どおり）
第28条（代表取締役および役付取締役） （条文省略） ②取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から、取締役会長、取締役社長各1名、 <u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u>	第28条（代表取締役および役付取締役） （現行どおり） ②取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から、取締役会長、取締役社長各1名を定めることができる。
第29条（相談役） <u>取締役会の決議をもって相談役を置くことができる。</u>	（削除）
第30条～第39条 （条文省略）	第29条～第38条 （現行どおり）

第2号議案

監査等委員でない取締役4名選任の件

現在の監査等委員でない取締役4名全員^(※1)は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査等委員でない取締役4名の選任をお願いするものです。

候補者番号	候補者氏名（年齢 ^(※2) ）	現在の当社における地位・担当	2020年度中の取締役会出席率	在任期間
1 再任	いとうまさひこ 伊藤 雅彦 (63)	代表取締役 取締役社長CEO コーポレートガバナンス統括部門、コーポレートスタッフ部門、コーポレートファイナンス部門、コーポレート品質統括部門、新事業創生・研究開発部門、構造改革タスクフォース	(100.0%)	6年
2 新任	おかだなおき 岡田 直樹 (57)	執行役員COO 情報通信事業部門、PC事業部門、コネクタ事業部門、自動車事業部門、電子部品事業部門、生産技術部門	(一)	—
3 再任	ジョセフ ギャラガー Joseph E. Gallagher (63)	取締役 北米事業担当	(87.0%)	3年
4 再任	いなばまさひと 稲葉 雅人 (62)	取締役 産業電線事業担当、営業・業務部門、不動産事業部門	(100.0%)	2年

(※1) 2020年9月16日開催の第172期定時株主総会において監査等委員でない取締役として9名を選任いただきましたが、2021年3月31日をもって専務取締役 和田朗氏、専務取締役 北島武明氏、常務取締役 細谷英行氏、常務取締役 滝沢功氏及び常務取締役 伊藤哲氏の5名が辞任により退任したため、現在の監査等委員でない取締役は4名です。

(※2) 年齢は2021年6月30日現在のものです。

(※3) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、本招集ご通知の39ページに記載のとおりです。各候補者が監査等委員でない取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

候補者番号

1

いとう まさひこ
伊藤 雅彦

再任

(1957年9月1日生 満63歳)

- 所有する当社の株式数 57,599株
- 取締役会の出席状況 23回中23回 (100.0%)

- 在任期間 6年



▶ 略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況

1982年 4月	当社入社	2016年 4月	当社代表取締役 取締役社長
2005年 1月	株式会社ビスキャス 電力事業部電力ケーブル製造部長	2019年 4月	当社代表取締役 取締役社長 ガバナンス統轄、コーポレート品質統括部門統轄、内部監査室担当
2011年 5月	当社新規事業推進センター超電導事業推進室長	2020年 4月	当社代表取締役 取締役社長 ガバナンス統轄、コーポレート品質統括部門統轄、内部監査室、内部統制室担当
2013年 4月	当社執行役員 新規事業推進センター超電導事業推進室長	2021年 4月	当社代表取締役 取締役社長CEO、コーポレートガバナンス統括部門統轄、コーポレートスタッフ部門統轄、コーポレートファイナンス部門統轄、コーポレート品質統括部門統轄、新事業創生・研究開発部門統轄、構造改革タスクフォース(現任)
2014年 4月	当社常務執行役員 エネルギー・情報通信カンパニー副統轄 インフラ事業部門担当、新規事業推進センター超電導事業推進室長		
2015年 4月	当社常務執行役員 エネルギー・情報通信カンパニー副統轄		
2015年 6月	当社取締役常務執行役員 エネルギー・情報通信カンパニー副統轄		

▶ 取締役候補者とした理由

主として当社のエネルギー事業部門で長年の経験を有し、2016年4月に取締役社長に就任しています。電力ケーブル事業に係る合併会社である株式会社ビスキャスにおいて責任ある立場で経営に参画し、その後、当社において新規事業の立ち上げに取り組んできました。厳しい事業構造改革を迫られている産業用電線や電力ケーブル事業の分野では、他社との事業統合あるいは事業再編を主導し、またグループ内の再編も断行してきました。

取締役社長就任以降、監査等委員会設置会社への移行、品質不適切事案への対応、複数の事業構造改革の断行などを強力に主導してきました。前年度の極めて大きな業績悪化に際しては、事業再生計画「100日プラン」の策定とこれに基づく大胆な経営体制の刷新を実行しました。

事業再生フェーズ下にある当社にとって、伊藤氏がこれまで培ってきた経験やその強いリーダーシップと変革推進力は、事業再生計画「100日プラン」の早期完遂とその後の持続的成長フェーズへの転換に必要であると判断し、取締役候補者としてしました。

▶ 特別の利害関係

当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

おか だ なお き
岡田 直樹

新任

(1964年1月28日生 満57歳)



●所有する当社の株式数 11,845株

▶ 略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況

1986年 4月 当社入社
2008年 4月 当社光ケーブル開発部長
2012年 6月 当社光ケーブル開発部長・光ケーブル製造部長
2013年 4月 当社ケーブル・機器開発センター長
2014年 3月 当社次世代光ケーブル事業推進室長
2018年 4月 当社光ケーブルシステム事業部長

2020年 4月 当社常務執行役員 コーポレート企画室長
2021年 4月 当社執行役員COO 情報通信事業部門統轄、PC事業部門統轄、コネクタ事業部門統轄、自動車事業部門統轄、電子部品事業部門統轄、生産技術部門統轄（現任）

▶ 取締役候補者とした理由

入社より一貫して光ケーブルに関する事業に従事してきました。特に当社の革新的戦略商品である光ケーブル「Spider Web Ribbon®/Wrapping Tube Cable®」の製品開発・プロモーション戦略の立案に中心的な立場で携わり、光ファイバから高付加価値光ケーブルを軸としたトータルソリューションビジネスへと当社の情報通信事業の戦略転換の道を切り開きました。

2020年には常務執行役員 コーポレート企画室長に就任し、全社経営戦略の企画・立案・実行を経験することで、多様な事業分野を持つ当社経営において必要とされる「全社を俯瞰して課題を的確に把握する力」並びに改革を必要とする局面で求められる「スピード感ある決断力」及び「強いリーダーシップ」を培いました。

事業再生計画「100日プラン」の立案においては、経営体質・事業構造の抜本的改革を提言し、自ら率先して社内における事業構造改革に対する意識の醸成に努めるなど、新たな事業推進リーダーとしての素質を発揮しました。岡田氏の持つ変革実現力と強いリーダーシップは事業再生フェーズとその後の持続的成長フェーズへの転換において不可欠と判断し、取締役候補者となりました。

▶ 特別の利害関係

当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

ジョセフ ギャラガー

Joseph E. Gallagher

再任

(1957年9月25日生 満63歳)



- 所有する当社の株式数 3,011株
- 取締役会の出席状況 23回中20回 (87.0%)

- 在任期間 3年

▶ 略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況

1979年 7月	Alcoa, Inc.入社	2012年10月	ATI International Investments Inc.社長（現任）
1988年 1月	Alcoa Fujikura, Ltd.（現：America Fujikura Ltd.）（*1）入社	2013年 4月	当社常務執行役員
1998年 9月	同社 光ファイバケーブル部門ゼネラルマネージャー	2018年 6月	当社常務取締役
2003年 1月	同社取締役社長	2019年 4月	ITC Service Group Intermediary LLC社長（現任）
2005年 4月	AFL Telecommunications LLC（*2）社長（現任）	2019年 7月	FiberRise Communications, LLC社長（現任）
2011年 4月	当社執行役員	2021年 4月	当社取締役 北米事業統括（現任）

▶ 取締役候補者とした理由

Alcoa Fujikura, Ltd.の光ファイバシステム事業の責任者を経て、2003年には同社の取締役社長に就任しました。2005年からはAFL Telecommunications LLC（以下、AFL-Tele社）の社長を務め、2013年には当社常務執行役員に就任しました。AFL-Tele社において強いリーダーシップを発揮し、事業の選択と集中を推し進めることにより、同社の売上高を1,200億円超に達するまでに成長させました。

当社は、中核事業の一つである高付加価値光ケーブルを軸としたトータルソリューションビジネスの主戦場を北米・欧州市場と定めております。Gallagher氏は、北米情報通信事業の実質的な統括責任者として、M&Aの手法などを活用しながら事業拡大による利益増強に大きな成果を継続的に残してきており、当社のマーケットポジション強化・拡大に欠かすことのできない人材です。さらに、同氏のグローバル規模の豊富な経験と知識は、事業再生フェーズ及びこれに続く持続的成長フェーズにおける新たな企業価値創造に必須であり、グローバルな視点からの助言等は、当社の監督機能には欠かせないものであると判断し、取締役候補者となりました。

▶ 特別の利害関係

Gallagher氏が社長を務めるATI International Investments Inc.はAmerica Fujikura Ltd.（以下、AFL社）傘下で当社と同じ光接続部品の販売を、また、同じく社長を務めるITC Service Group Intermediary LLC及びFiberRise Communications, LLCはAFL社傘下で当社と同じ通信工事及びその設計を行っています。

（*1）Alcoa Fujikura, Ltd.は、1984年に当社と米国Alcoa Inc.との間で設立された合弁会社（当社49%出資）ですが、2005年に合弁を解消し、当社はその情報通信事業を承継して100%子会社（AFL社）としました。現在は、当社グループの北米事業を統括する持株会社です。

（*2）AFL-Tele社は、AFL社傘下の北米を中心としたエネルギーシステム事業及び情報通信事業の中核となる事業会社です。

候補者番号

4

いな ば まさ と
稲葉 雅人

再任

(1959年4月16日生 満62歳)



- 所有する当社の株式数 29,257株
- 取締役会の出席状況 23回中23回 (100.0%)

- 在任期間 2年

▶ 略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況

1984年 4月 日本電信電話公社入社
2000年11月 NTTコミュニケーションズ株式会社 国際事業部 担当部長
2010年 7月 日本電信電話株式会社 新ビジネス推進室国際室 担当部長
2014年 6月 株式会社NTTデータ 執行役員
2017年 6月 当社エネルギー・情報通信カンパニー顧問

2018年 4月 当社常務執行役員 エネルギー・情報通信カンパニー担当
2019年 4月 当社常務執行役員 新規事業推進センター担当
2019年 6月 当社常務取締役 新規事業推進センター担当
2021年 4月 当社取締役 産業電線事業担当、営業・業務部門統轄、不動産事業部門統轄 (現任)

▶ 取締役候補者とした理由

NTTグループにおいて新規事業や国際事業の推進に長年従事し、国内屈指の通信・IT企業においてグローバル規模での新規事業に関する経験と見識を積み上げてきました。当社においては、その経験を活かし、新規事業推進の責任者としてオープンイノベーションを通じた新たな価値の創出に向けての新規事業の創出に尽力してきました。

稲葉氏の当社グループ以外を含む豊富な経験に裏打ちされた多様な見識と当社の中核事業である情報通信事業に対する深い見識は、事業再生フェーズとその後の持続的再生フェーズにおける経営判断やその監督に不可欠であると判断し、取締役候補者となりました。

▶ 特別の利害関係

当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

現在の監査等委員である取締役6名全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査等委員である取締役6名の選任をお願いするものです。

候補者 番号	候補者氏名（年齢 ^(※1) ）	現在の当社における地位・担当	2020年度中の出席率 （取締役会、監査等委員会）	在任期間
1 新任	せき かわ しげ お 関 川 茂 夫 (59)	取締役	(100.0%、—) ^(※2)	9ヶ月 ^(※2)
2 再任	しら い よし お 白 井 芳 夫 (73)	取締役監査等委員 （社外、独立役員）	(100.0%、100.0%)	4年
3 再任	はな ざき はま こ 花 崎 浜 子 (53)	取締役監査等委員 （社外、独立役員）	(100.0%、100.0%)	2年
4 新任	よし かわ けい じ 吉 川 恵 治 (70)	（社外、独立役員候補）	（—、—）	—
5 新任	やま ぐち よう じ 山 口 洋 二 (66)	（社外、独立役員候補）	（—、—）	—
6 新任	め ぐろ こう ぞう 目 黒 高 三 (68)	（社外、独立役員候補）	（—、—）	—

- (※1) 年齢は2021年6月30日現在のものです。
- (※2) 関川茂夫氏は、2020年9月16日開催の第172期定時株主総会において新たに監査等委員でない取締役に選任されましたので、2020年度中の取締役会への出席率及び在任期間は同日以降の当社監査等委員でない取締役としての実績を記載しています。
- (※3) 当社は、白井芳夫氏及び花崎浜子氏との間で、会社法第427条第1項に規定する責任限定契約（責任の限度額を法令で定める最低責任限度額とするもの）を締結しており、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定です。
- (※4) 当社は、吉川恵治氏、山口洋二氏及び目黒高三氏が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏との間で、会社法第427条第1項に規定する責任限定契約（責任の限度額を法令で定める最低責任限度額とするもの）を締結する予定です。
- (※5) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、本招集ご通知の39ページに記載のとおりです。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

候補者番号

1

せ き か わ し げ お
関 川 茂 夫

新任

(1962年2月6日生 満59歳)



- 所有する当社の株式数 **18,804株**
- 取締役会の出席状況 **11回中11回 (100.0%)***

- 在任年数 **9ヶ月***

▶ 略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況

1984年 4月	当社入社	2020年 4月	当社常務執行役員 コーポレートスタッフ部門統括 (コーポレート企画室、法務室、人事部他)
2010年 4月	当社NTT営業部長	2020年 9月	当社常務取締役 コーポレートスタッフ部門統括 (コーポレート企画室、法務室、人事部他)
2015年 4月	当社資材部長	2021年 4月	当社取締役 (現任)
2018年 4月	当社執行役員 コーポレート調達部長		
2019年 4月	当社常務執行役員 エネルギー・情報通信カンパニー エネルギー事業部門副統轄		

▶ 取締役候補者とした理由

当社の営業部門、事業部門、コーポレート部門での経験に加え、海外拠点での駐在経験や国内子会社経営など非常に幅広い経験を有しています。

それらの経験を踏まえ、品質不適切事案の発生時には当該事案にかかる事実確認及び原因究明等を委嘱した外部法律事務所との窓口責任者として、同法律事務所に対する適切な支援・協力を通して当該事案の調査・改善に尽力しました。

2020年にはコーポレートスタッフ部門を管掌する取締役に就任し、コーポレートガバナンス体制の改善に尽力するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策においては、リスク管理責任者としていち早く社内体制の構築に着手し、社内における感染拡大防止を主導する等、非常時において力強いリーダーシップを発揮しました。

関川氏のコーポレートガバナンスやリスクマネジメントにかかる経験は、事業再生フェーズとその後の持続的成長フェーズにおいて、取締役会の監督機能の更なる強化に必要な人財であると判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。

▶ 特別の利害関係

当社との間に特別の利害関係はありません。

* 関川茂夫氏は、2020年9月16日開催の第172期定時株主総会において新たに監査等委員でない取締役に選任されましたので、2020年度中の取締役会の出席状況及び在任期間は同日以降の当社監査等委員でない取締役としての実績を記載しています。

候補者番号

2

しら い よし お
白井 芳夫

再任 社外取締役 独立役員

(1948年5月1日生 満73歳)



- 所有する当社の株式数 0 株
- 取締役会の出席状況 23回中23回 (100.0%)
- 監査等委員会の出席状況 17回中17回 (100.0%)

- 在任年数 4 年

▶ 略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況

2001年 6月 トヨタ自動車株式会社 取締役
2003年 6月 同社 常務役員
2005年 6月 同社 専務取締役
2007年 6月 日野自動車株式会社 取締役副社長
2008年 6月 同社 取締役社長
2013年 6月 同社 相談役
豊田通商株式会社 取締役副会長

2015年 6月 同社 顧問
2016年 6月 セイコーエプソン株式会社 社外取締役監査等委員 (現任)
2017年 6月 当社取締役監査等委員 (現任)
日野自動車株式会社 顧問
2018年 6月 日野自動車株式会社 シニアアドバイザー

▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

トヨタ自動車株式会社、日野自動車株式会社及び豊田通商株式会社の取締役を歴任し、経営者としての豊富な経験と見識を有しています。2016年からはセイコーエプソン株式会社の社外取締役監査等委員を務めるなど、社外取締役としての経験も有しています。また、これまで当社の社外取締役として取締役会の審議に参加し、豊富な経営経験と識見を活かした的確な意見を述べるなど、社外取締役として適格であると考えています。

以上から、当社取締役会における重要な経営事項の審議や経営の監督において、社外取締役として必要な人財であると判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。

当社といたしましては、以上の多くの優良企業における経験や知見及び当社の監査等委員としての実績を踏まえ、白井氏には、業務執行者から独立した客観的な立場から、会社経営に対する監督機能の発揮、特に事業再生フェーズ下における当社の事業構造改革における監督や助言、これに続く持続的成長フェーズに向けた中長期の経営戦略決定や事業ポートフォリオの見直し等に対する助言・提言等を期待しております。

▶ 独立性

当社及び東京証券取引所が定める各独立性基準に抵触せず、独立の立場を必要とする社外取締役として適格であると考えています。なお、過去にトヨタ自動車株式会社、日野自動車株式会社及び豊田通商株式会社の業務執行者でしたが、当社と各社との間の取引は販売、購入ともに当社又は各社の連結売上高の1%に満たず、いずれの会社も当社の定める独立性基準の重要な取引先には該当しません。

現在、東京証券取引所に独立役員として届け出ており、再任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。

▶ 特別の利害関係

当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

はなざきはまこ
花崎 浜子

再任 社外取締役 独立役員

(1968年5月24日生 満53歳)



- 所有する当社の株式数 0 株
- 取締役会の出席状況 23回中23回 (100.0%)
- 監査等委員会の出席状況 17回中17回 (100.0%)
- 在任年数 2 年

▶ 略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況

- | | | | |
|----------|------------------------------|----------|--------------------------|
| 1996年 4月 | 弁護士登録 | 2015年 4月 | 内閣府 再就職等監視委員会 非常勤監察官（現任） |
| 2004年 4月 | 赤尾・花崎法律事務所（現 北青山法律事務所）開設（現任） | 2016年 5月 | 一般財団法人住宅金融普及協会 理事（現任） |
| 2012年 4月 | 原子力損害賠償紛争解決センター 仲介委員（現任） | 2019年 6月 | 当社取締役監査等委員（現任） |

▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として高い専門性を有するとともに長年にわたり企業法務に携わっており企業経営に関する十分な知見を有しています。また、これまで当社の社外取締役として取締役会の審議に参加し、法的リスクや、コンプライアンスに関する的確な意見を述べるなど、社外取締役として適格であると考えています。

以上から、当社取締役会における重要な経営事項の審議や経営の監視・監督において、社外取締役として必要な人財であると判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。

当社といたしましては、花崎氏には、引き続き業務執行者から独立した客観的な立場及び法律の専門家としての知見や経験を踏まえ、事業再生フェーズ下及び持続的成長フェーズに向けた遵法性確保を含むコーポレートガバナンスの強化の側面からの監督、助言・提言を期待しております。

▶ 独立性

当社及び東京証券取引所が定める各独立性基準に抵触せず、独立の立場を必要とする社外取締役として適格であると考えています。なお、北青山法律事務所に所属する弁護士ですが、当社と同事務所との取引はありません。

現在、東京証券取引所に独立役員として届け出ており、再任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。

▶ 特別の利害関係

当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

よし かわ けい じ
吉川 恵治

新任 社外取締役 独立役員

(1950年7月6日生 満70歳)



●所有する当社の株式数 0株

▶ 略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況

1973年 4月	日本板硝子株式会社入社	2015年 6月	同社 相談役
2008年 6月	同社 取締役執行役 機能性ガラス事業部門長	2018年 6月	関西ペイント株式会社 社外取締役（現任）
2012年 2月	同社 取締役代表執行役副社長兼CPMO（最高プロジェクトマネジメント責任者）	2021年 5月	イオンディライト株式会社 社外取締役（現任）
2012年 4月	同社 取締役代表執行役社長兼CEO		

▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

グローバル企業のCEOとして経営再建を主導し、日本有数のガバナンス体制を構築するなど、企業経営及びコーポレートガバナンス体制の強化にかかる十分な経験と知見を有しています。また、2018年からは関西ペイント株式会社の社外取締役に務めており、経営の監督者としての経験も有しています。

以上から、当社のコーポレートガバナンスの強化及び当社取締役会における重要な経営事項の審議や経営の監督において、社外取締役として必要な人材であると判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。

当社といたしましては、以上の優良企業における経験や知見及び実績を踏まえ、吉川氏には、業務執行者から独立した客観的な立場から、会社経営に対する監督機能の発揮、特に事業再生フェーズ下における当社の事業構造改革における監督や助言、これに続く持続的成長フェーズに向けた中長期の経営戦略決定や事業ポートフォリオの見直し等に対する助言・提言等を期待しております。

▶ 独立性

当社及び東京証券取引所が定める各独立性基準に抵触せず、独立の立場を必要とする社外取締役として適格であると考えています。なお、過去に日本板硝子株式会社の業務執行者でしたが、当社との間の取引は販売、購入ともに当社又は同社の連結売上高の1%に満たず、いずれの会社も当社の定める独立性基準の重要な取引先には該当しません。

監査等委員である取締役に就任した場合、東京証券取引所へ独立役員として届け出る予定です。

▶ 特別の利害関係

当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

やま ぐち よう じ
山 口 洋 二

新任 社外取締役 独立役員

(1955年6月14日生 満66歳)



●所有する当社の株式数 0株

▶ 略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況

- 1978年 4月 株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行）
入行
- 2006年 4月 株式会社三井住友銀行 管理部長
- 2008年 6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 常任
監査役（2014年6月退任）

▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたって大手都市銀行で重要な地位にあった経験から、財務及び会計について相当程度の知見を持ち、企業経営に十分な経験及び知見を有しています。また、2008年の金融危機により銀行各行の存続が危ぶまれる中、株式会社三井住友フィナンシャルグループの常任監査役を務め、非常時の経営監査における深い見識を有しています。

以上から、当社取締役会における重要な経営事項の審議や経営の監督において、社外取締役として必要な人財であると判断し、監査等委員である取締役の候補者となりました。

当社といたしましては、山口氏には、業務執行者から独立した客観的な立場から、会社経営の監督機能の発揮や、事業再生フェーズ下における各種事業構造改革及びこれに続く持続的成長フェーズに向けた、内部監査体制と監査等委員会の更なる連携強化や、全社財務リスクを踏まえた経営資源の最適配分、資金調達に対する監督及び適切な助言・提言を期待しております。

▶ 独立性

当社及び東京証券取引所が定める各独立性基準に抵触せず、独立の立場を必要とする社外取締役として適格であると考えています。

監査等委員である取締役に就任した場合、東京証券取引所へ独立役員として届け出る予定です。

▶ 特別の利害関係

当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

6

め ぐろ こう ぞう
目 黒 高 三

新任 社外取締役 独立役員

(1953年2月1日生 満68歳)



●所有する当社の株式数 0株

▶ 略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況

1984年 9月 監査法人中央会計事務所入所
1989年10月 公認会計士登録
2002年 7月 中央青山監査法人 代表社員

2006年 9月 あらた監査法人設立 代表社員
2013年 7月 目黒会計事務所設立（現任）
2014年 6月 株式会社協和エクシオ社外監査役

▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

公認会計士として高い専門性を有するとともに、長年にわたり多くの企業の会計監査に携わっており、企業経営に関する十分な知見を有しています。

また、株式会社協和エクシオでの社外監査役など社外監査役として業務監査の経験も有しています。

以上から、当社取締役会における重要な経営事項の審議や経営の監視において、社外取締役として必要な人財であると判断し、監査等委員である取締役の候補者となりました。

当社といたしましては、目黒氏には、業務執行者から独立した客観的な立場から、会計の専門家としての知見や経験を踏まえ、事業再生フェーズ及びこれに続く持続的成長フェーズに向けた会計的見地に基づくコーポレートガバナンス強化の側面からの監督、助言・提言を期待しております。

▶ 独立性

当社及び東京証券取引所が定める各独立性基準に抵触せず、独立の立場を必要とする社外取締役として適格であると考えています。なお、当社の会計監査人であるあらた監査法人の代表社員でしたが、同監査法人に在籍中当社の監査に関与したことはなく、2013年6月に同監査法人を退職しています。

監査等委員である取締役に就任した場合、東京証券取引所へ独立役員として届け出る予定です。

▶ 特別の利害関係

当社との間に特別の利害関係はありません。

ご参考

【社外取締役の独立性に係る基準】

現在次の各項に該当する者または最近３年以内に次の各項に該当していた者並びにこれらの者の２親等内の親族及び配偶者は、独立性を有さない。

- ・当社グループの重要な取引先*¹またはその業務執行者*²
- ・当社グループを重要な取引先とする者またはその業務執行者
- ・当社の総議決権の１０％以上を有する株主またはその業務執行者
- ・当社または当社の子会社から、当社の社外役員であることによって得られる報酬以外に金銭その他の多額の報酬*³を受け取っている者またはその業務執行者

なお、当社グループでの業務に十分な時間・労力を振り向けられるよう、社外取締役の兼職社数は当社を含み原則４社までとする。

*¹ 重要な取引先：当社連結の販売額が連結売上高の１％以上である取引先及び当社による購入額が当該相手方の連結売上高の１％以上である取引先

*² 業務執行者：業務執行取締役及びその直下の従業員

*³ 多額の報酬：年額１０百万円超

【指名諮問委員会】

監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役の候補者の決定にあたっては、取締役会の諮問機関である指名諮問委員会において、選任基準、各候補者の実績を含む選任理由等について決定プロセスの公正性及び妥当性を検証することとしています。指名諮問委員会は取締役社長ＣＥＯ及び人事担当取締役並びに３名の社外取締役で構成し、委員長は社外取締役としています。

本株主総会における監査等委員でない取締役候補及び監査等委員である取締役候補の決定については、指名諮問委員会から公正かつ妥当である旨の答申を受けています。

【取締役の選任に関する監査等委員会意見】

監査等委員会としては、指名諮問委員会に出席した監査等委員から報告を受け、協議いたしました。その結果、指名諮問委員会における取締役の選任等の決定プロセスは適切であり、監査等委員である取締役選任に関する議案へ同意すること及び会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至っています。

【取締役のスキルマトリクス】

当社は、現在、前年度の急激な業績悪化を受け、事業再生フェーズ下にあります。事業再生計画「100日プラン」における重点課題である「コーポレートガバナンスの強化」に基づき、業務執行取締役への権限委譲を進めつつ、取締役会の機能について執行から監督へのシフトをいっそう進めることとしています。本スキルマトリクスは、以上の当社の状況及び早期事業回復後の当社の事業の在り方等を検討していくために必要と考える主なスキルと、各候補者が保有するスキルとの対応表です。

第2号議案及び第3号議案が承認可決された場合の当社取締役は以下のとおりです。

		経験・能力・専門知識			
		経営（CEO）	経営（企画）	後継者育成	ガバナンス
監査等委員でない取締役	伊 藤 雅 彦	●		●	
監査等委員でない取締役	岡 田 直 樹		●		●
監査等委員でない取締役	Joseph E. Gallagher	●			
監査等委員でない取締役	稲 葉 雅 人				
監査等委員である取締役	関 川 茂 夫		●		●
監査等委員である取締役（社外）	白 井 芳 夫	●		●	
監査等委員である取締役（社外）	花 崎 浜 子				
監査等委員である取締役（社外）	吉 川 恵 治	●		●	●
監査等委員である取締役（社外）	山 口 洋 二				
監査等委員である取締役（社外）	目 黒 高 三				

* 「通信ネットワーク」とは、当社の早期事業再生・持続的な成長のドライバーである情報通信事業にかかる知見を示す項目です。

経験・能力・専門知識				属性	
グローバル	財務会計	法務・コンプライアンス	通信ネットワーク*	ジェンダー	国籍
				男性	日本
			●	男性	日本
●			●	男性	米国
●			●	男性	日本
		●		男性	日本
				男性	日本
		●		女性	日本
				男性	日本
	●			男性	日本
	●			男性	日本

以 上

1 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

2020年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴い、社会経済活動が大きく制限されることとなりました。同年12月以降の新型コロナウイルス感染症の再拡大により、緊急事態宣言が再度発令されるなど、年度を通して厳しい状況で推移しました。

2020年度の当社グループの業績は、前年度の急激かつ大幅な業績悪化を受けて策定した事業再生計画「100日プラン」に則った各種施策を実行した結果、売上高は前年度比4.3%減の6,437億円、営業利益は、前年度から211億円増の244億円と、減収ながら大幅な増益となりました。

売上面では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、自動車メーカーが生産を停止したことや国内電線市場の需要が減少したこと等により減収となりました。

利益面では、事業構造改革及び費用削減等の諸施策による効果や、銅価上昇による評価差益が生じたことに加え、エネルギー・情報通信事業において、北米の電力インフラ投資が堅調であったことや、高付加価値製品である超多心細径光ケーブル及び関連製品の販売強化が功を奏したことで、欧米でのFTTx（*）及びハイパースケールデータセンタ向け需要の伸びを的確にとらえることができました。また、エレクトロニクス事業部門においては、スマートフォン向け製品の需要が増加したこと、及びいわゆる巣ごもり需要によるデジタル機器の需要増を確実に取り込んだこと等により、営業利益は大幅な増益となりました。

経常利益は、営業外収益47億円及び営業外費用107億円を計上し、前年度から171億円増の184億円となりました。

特別損益として、固定資産の売却益43億円、コーポレートガバナンス・コードの趣旨に沿った政策保有株式の売却益15億円等、合計68億円の利益を計上しましたが、FPC製造設備等に関する減損損失168億円、国内外の拠点整理等にかかる事業構造改善費用36億円や、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるアイドルコスト20億円等合計240億円の損失を計上しました。

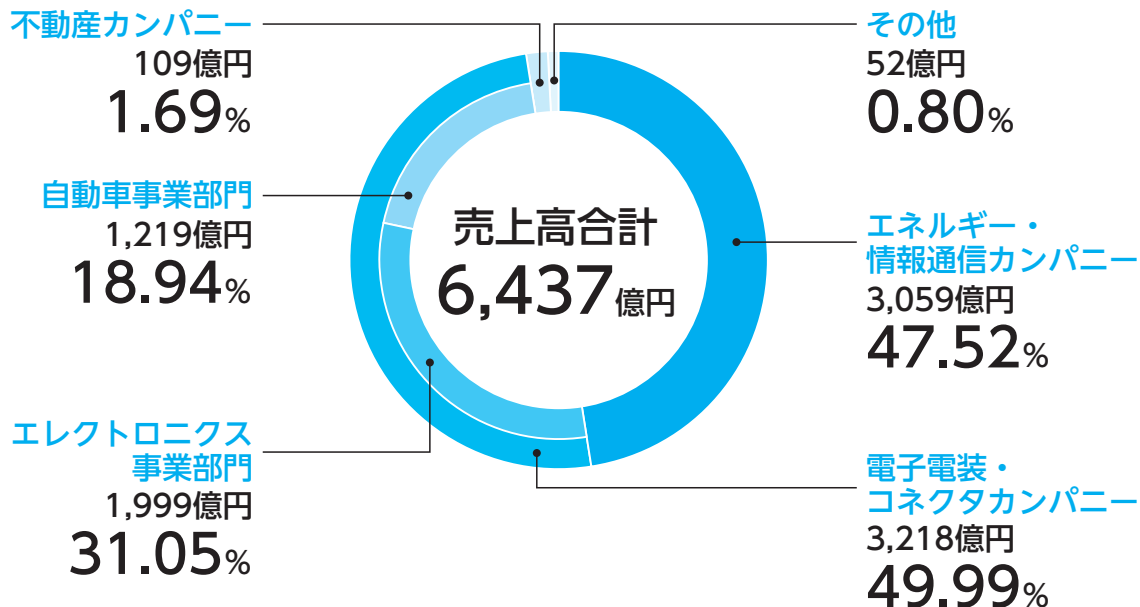
これらの結果、親会社株主に帰属する当期純損失は54億円となりました。最終損益は、未だ損失の計上とはなりましたが、前年度から331億円改善しています。

当期の期末の剰余金配当につきましては、前年度に引き続き損失を計上した現状に鑑み、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。株主の皆様には誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

当社は、「(2) 対処すべき課題」でご説明申し上げる2021年度の経営計画と重点課題をはじめとする各施策の断行により、早期の事業回復に向け、不退転の決意をもって取り組んでまいります。

(*) FTTxとは、通信事業者の中継局から、住宅、ビル等様々なユーザまでの光ファイバ網をいいます。代表例として、住宅までを光ファイバでつなぐ、FTTH（Fiber To The Home）があります。

各カンパニーの概況



(単位：億円)

事業区分等	期	第172期 2019年度	第173期 (当期) 2020年度	増 減
エネルギー・情報通信カンパニー		3,278	3,059	△219
電子電装・コネクタカンパニー*		3,276	3,218	△58
エレクトロニクス事業部門		1,783	1,999	215
自動車事業部門		1,493	1,219	△274
不動産カンパニー		113	109	△4
その他		56	52	△4
合 計		6,723	6,437	△286

*第173期（当期）より、従来「自動車事業部門」に含めていた一部事業を「エレクトロニクス事業部門」組み替えました。第172期についても変更後の区分で記載しています。



エネルギー・情報通信カンパニー

●主要な事業内容

産業用、送電・配電用、通信用など多種多様な電線やケーブル及び機器類並びに光ネットワーク構築のための光ファイバ・ケーブルや各種製品を提供しています。

産業用電線、通信用メタルケーブル、架空送電線、OPGW（光ファイバ複合架空地線）、配電線、電力用ケーブル、電線・電力ケーブル用接続部品、巻線、光ファイバ・ケーブル、光コネクタ等の接続用部品、光デバイス、光融着接続機、光線路監視システム、光伝送機器、光配線システム、関連工事

このカンパニー全体の売上高は前年度比6.7%減の3,059億円、営業利益は前年度から136億円増の181億円となりました。

エネルギー事業部門では、主に国内において、オリンピック・パラリンピック需要が減退したこと、新型コロナウイルス感染症拡大による建設工事の延期や銅価の急騰による電線の買い控えにより建設向け電線の需要が落ち込みました。また、事業構造改革の一環として海外拠点から撤退したこともあって、売上高は、前年度に比べ11.9%減の1,656億円となりました。利益面では、事業構造改革や費用削減施策の効果に加え、米国における電力インフラ投資向け需要が好調に推移したことや銅価上昇による材料評価差益などが加わり、大幅な増益となりました。

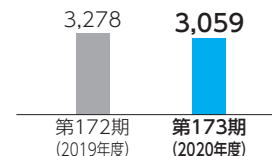
情報通信事業部門では、過当競争により急落した中国市場の光ファイバ価格に下げ止まりが見られました。しかしながら、光ファイバ供給過多の状況は変わらず、価格レベルは依然として厳しい状況であることから、この事業部門の主力を光ファイバからより高付加価値な光ケーブルにシフトしてきました。また、欧米において、通信ネットワークインフラ向けやハイパースケールデータセンタ向けで大きな需要が見込まれることから、当社の主戦場を中国から欧米へと切り替えることとしました。

以上の戦略転換が功を奏したこと、及び新型コロナウイルス感染症拡大による通信ネットワークインフラの整備等の需要増が追い風となり、当社の高付加価値戦略商品「Spider Web Ribbon®/Wrapping Tube Cable®」（以下「SWR®/WTC®」といいます。）（*）及びこれを軸とする光機器コンポーネントや光融着接続機等の光配線ソリューション関連製品の販売が伸びました。一方、戦略転換に伴う光ファイバの減収や新型コロナウイルス感染症拡大の影響により通信工事が停滞したことにより、この事業部門全体の売上高は前年度に比べ0.3%増の1,403億円の横ばいにとどまりましたが、営業利益は大幅な増益となりました。

（*）SWR®/WTC®は、従来に比べ細径・軽量・高密度であり、工事費も削減可能である光ケーブルです。

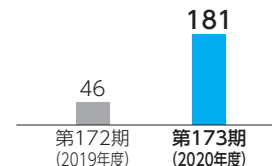
売上高

（単位：億円）



営業利益

（単位：億円）





電子電装・コネクタカンパニー

●主要な事業内容

デジタル家電、携帯機器向けなどの電子機器用部品及び各種自動車用部品等を提供しています。

FPC、コネクタ、メンブレンスイッチ、電子ワイヤ、HDD用部品、センサ、ヒートパイプ、ワイヤハーネス、電装品

このカンパニー全体の売上高は前年度比1.8%減の3,218億円、営業利益は、前年度から72億円増の12億円となりました。

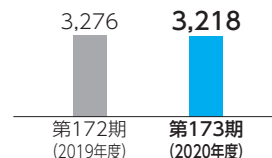
エレクトロニクス事業部門（コネクタを含む電子機器用部品事業）では、主要顧客のスマートフォン向け需要が好調に推移しました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大が契機となり、在宅勤務やオンライン授業といったリモート環境による新しい生活様式が常態化したことにより、企業、学校及び家庭で使用されるデジタル機器の需要増及び大容量のデータ処理が求められるデータセンタ向けの機器の需要が好調に推移しました。また、急増した医療機器向け酸素センサの需要を取り込みました。

以上により、売上高は前年度に比べ12.1%増の1,999億円となりました。利益面は、増収となったことに加えて、国内外において人員削減を実施するとともに、棚卸資産の削減等の施策を強力に進めてきたことにより黒字転換を果たし、前年度から68億円増の49億円の利益を計上することができました。

自動車事業部門（ワイヤハーネス、電装品事業）では、中国市場の回復による受注増はありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた顧客の工場閉鎖や減産があったことで、全体として大幅に受注量が減少しました。その結果、売上高は、前年度比18.3%減の1,219億円となりました。利益面では、アジアでは、事業構造改革によるコスト削減の効果があり、欧州では本社による統制を強めて能力に応じた受注の適正化を強力に進めるとともに、事業規模の適正化を図ったことにより、主力のモロッコ工場の生産性が向上しました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や、第4四半期に起きた半導体不足による顧客における減産が大きく響き、全体では前年度から4億円改善して37億円の営業損失となりました。

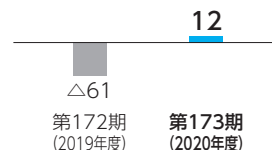
売上高

(単位：億円)



営業損益

(単位：億円)



不動産カンパニー

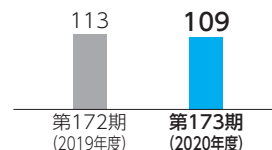
●主要な事業内容

「深川ギャザリア」の運営によるビル賃貸事業を行っています。

売上高は前年度比3.6%減の109億円、営業利益は減収に伴い前年度から2億円減の52億円となりました。

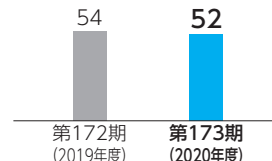
売上高

(単位：億円)



営業利益

(単位：億円)



その他の事項

前年度は、主要事業の落ち込みにより連結純資産が著しく減少したことで、当社が締結している一部のシンジケートローン及びコミットメントライン契約に定める財務制限条項に抵触いたしました。現在では、当該条項の変更につき合意にいたったことで、財務制限条項への抵触は全て解消しています。

「100日プラン」の進捗

事業再生計画「100日プラン」は概ね予定通りの進捗となっています。主な取り組みは以下のとおりです。

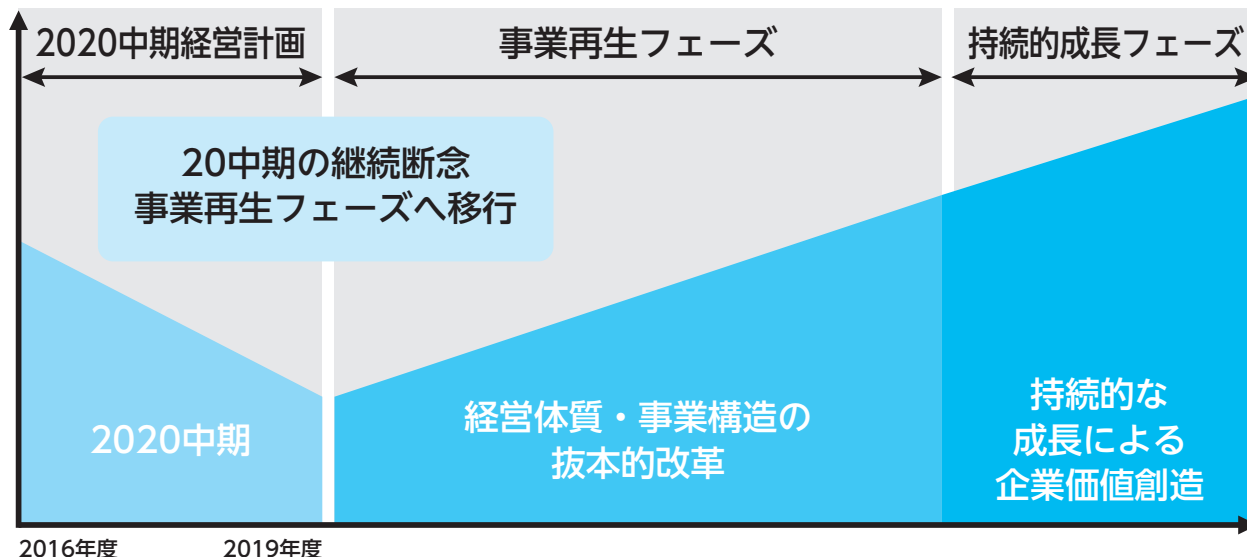
種別	2020年度取組み
ガバナンス強化等	早期退職優遇制度の実施（200名規模） 経営体制の刷新
F P C 事業	海外拠点を中心とした人員適正化 製造設備の減損処理
自動車用ワイヤハーネス事業	欧州地区の拠点統廃合の実施 人員適正化
エネルギー事業	海外製造拠点の実質的閉鎖 海外E P C事業（*）からの撤退実行 事業の選択と集中の推進
情報通信事業	光ケーブルトータルソリューションの推進 成長事業への投資を厳選して実行

（*）「EPC事業」とは、電線・ケーブルの供給並びに敷設工事の設計及び施工を一体として提供する事業をいいます。（Engineering：設計、Procurement：調達、Construction：建設）

(2) 対処すべき課題

1. 事業再生計画「100日プラン」の遂行

当社は、2019年度の業績悪化を受け、事業再生フェーズ下にあります。基本戦略を「早期事業回復への集中」として、重点施策を①「**既存事業の聖域なき『選択と集中』**」及び②「**コーポレートガバナンスの強化**」の2点に絞り、事業再生計画「100日プラン」を策定しました。2020年度は、この「100日プラン」に従い事業構造改革等の施策を進め、一定程度の利益回復が実現しました。しかしながら最終赤字を計上するなど、事業回復は未だ道半ばにあり、2021年度も引き続き「100日プラン」に基づくあらゆる施策を断行してまいります。

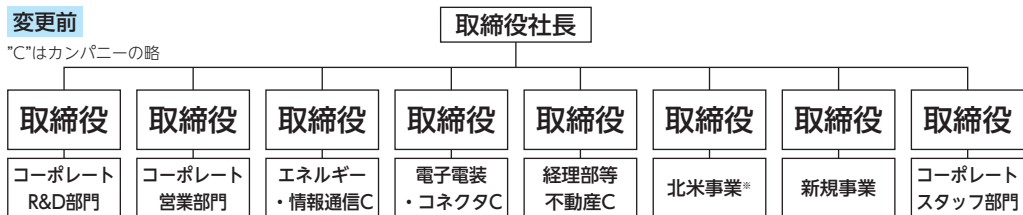


「経営体制の刷新について」

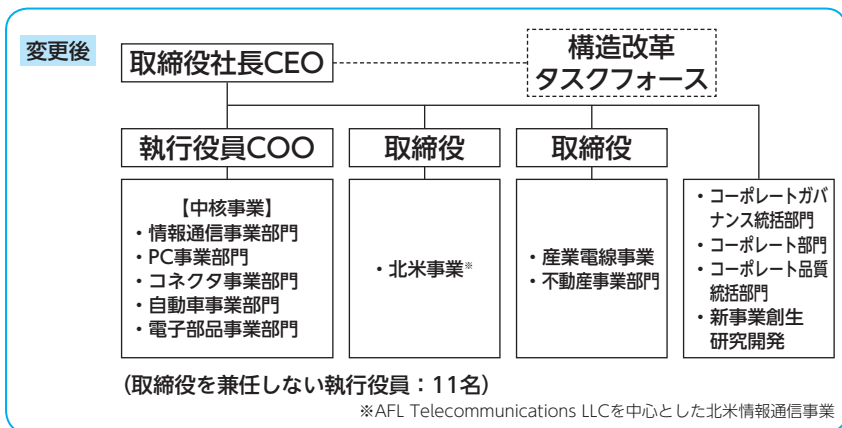
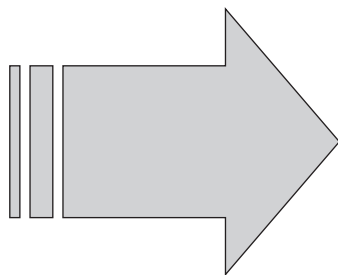
事業再生計画「100日プラン」を機動的かつ迅速に実行するため、本定時株主総会での取締役の選任に先立ち、2021年4月1日付で大幅な経営体制の変更を実行いたしました。

新たな事業推進の体制として、CEO（最高経営責任者）及びCOO（最高執行責任者）を新設いたしました。取締役社長CEOは、全社的経営課題の解決・事業構造改革を強力に推進し、執行役員COOに当社の中核事業にかか
る業務執行の権限を集中して、事業推進の機動性と事業判断のスピードを向上させることとしています。当社では、2013年4月に社内カンパニー制を導入して、各カンパニーを管掌する業務執行取締役がそれぞれの事業運営を遂行
する体制としてきましたが、今般、事業再生計画「100日プラン」を機動的かつ迅速に実行するため、従来の社内カン
パニー制を発展的に解消して事業部門制とし、COO直轄とする垂直統合型への組織再編を行いました。これにあ
わせて社内組織を簡素化することで、COO直下に置かれる執行役員についても管掌事業の責任・権限が明確化さ
れ、その人数も半減しています。

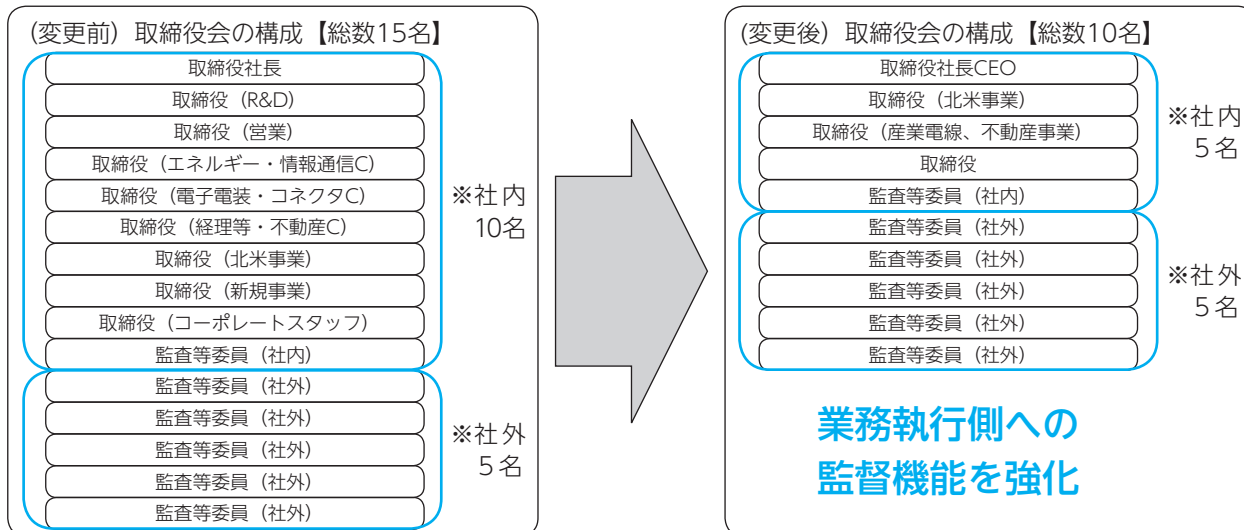
組織再編後の体制は以下の通りとなります。



(取締役を兼任しない執行役員：22名)



この経営体制の変更は、取締役会の監督機能をいっそう強めることを意図したものであり、社外取締役が取締役会の半数を占める体制としました。



①既存事業の聖域なき『選択と集中』

2021年度の事業計画は、売上高6,000億円（20年度比6.8%減）、営業利益200億円（同18.0%減）、経常利益165億円（同10.3%減）、親会社株主に帰属する当期純損益は119億円改善の65億円の利益計上としました。株主様への利益還元は、回復に向けた道半ばにある現状に鑑み、未定としています。

なお、上述のとおり、当社はこれまで社内カンパニー制を採用して「エネルギー・情報通信カンパニー」及び「電子電装・コネクタカンパニー」の2つのカンパニーとして組織していましたが、これを「情報通信事業部門」「PC事業部門(*)」「コネクタ事業部門」「電子部品事業部門」「自動車事業部門」の5つの中核事業部門に再編しています。

(*)「PC事業部門」とは、Printed Circuit（プリント回路）を中心に、印刷技術を用いた回路形成全般を用いた製品による事業部門です。

【中核事業部門】

『情報通信事業部門』

新型コロナウイルス感染症拡大に伴うテレワーク需要の高まり、5G、IoT等の次世代インフラ整備の需要と相まって、特に欧米を中心としたFTTx、データセンタ等の通信インフラ網の構築・増強への積極的な投資が引き続き見込まれます。当社の戦略商品SWR®/WTC®は、細径・軽量・高密度であり、敷設工事も簡便であることから通信インフラ増強に最適なソリューションであるとの高評価を得ています。こうした機会を逃すことなく更なる製造能力の増強等、リソースの集中を図り、周辺部品等を加えた光インフラ網増強に向けたトータルソリューションの提供を行ってまいります。

『PC事業部門』

スマートフォン需要の頭打ちに伴う競争環境の激化が継続している中、2021年度は、品種構成の変化もあって売上が大きく落ち込むことが想定されています。拠点の統廃合まで踏み込んだ事業構造改革を断行し、一層のコスト低減を図るとともに、品種構成の変化に応じた生産体制構築を進めてまいります。また、従来から取り組んでいる品質の向上・技術力の強化についても一層磨きをかけ、競争優位性の維持できる領域へと事業をシフトしてまいります。

『コネクタ事業部門』

これまで進めてきた事業構造改革を通じた生産体制の最適化により、安定した事業運営がなされるようになりました。今後、新しい市場分野への参入を通じた持続的成長を求めてまいります。

『電子部品事業部門』

拡大するデータセンタ需要に対し、HDDの大容量化への対応、熱ソリューションの提供など、新規市場の開拓や新規顧客を取り込む等新陳代謝を促進し、高収益性を維持してまいります。

『自動車事業部門』

2021年度以降も新型コロナウイルス感染症拡大の影響や半導体不足等、自動車業界は先行きが不透明な状況にあります。一方、当社において、生産面では、自動車用ワイヤハーネス事業の「稼ぐ力」が戻ってきています。アジア地区では拠点の再編成をすすめ、欧州地区では、さらなる生産性の向上と品質の安定化によるコスト削減をすることで、本事業部門全体で利益確保できる水準への回復を目指してまいります。

なお、エレクトロニクス関連事業全体に関する今後の取組として、エレクトロニクス製品の自動車市場への参入を進めています。自動車業界は「CASE」（コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化）などの100年に一度の変革期を迎えています。既に複数のお客様と高速通信対応、電力制御システム等を共同で開発しており、コネクタ事業部門では次世代車両間通信用コネクタを2021年度から量産開始するほか、PC事業部門においても従来から手掛けるインフォテイメント（*1）やライティング（*2）分野に加え、パワートレイン（*3）分野の製品開発を加速させてまいります。

（*1）「インフォテイメント」とは、インフォメーションとエンターテイメントを組み合わせた造語であり、特に自動車分野におけるナビゲーションシステムやオーディオビジュアル機器向け製品を指しています。

（*2）「ライティング」とは、ヘッドライト、方向指示器、室内照明等の自動車用照明を指しています。

（*3）「パワートレイン」とは、動力伝達装置全般のことを指しており、自動車の挙動としての「走る」「曲がる」「止まる」といった動きを介する装置に使用される電子部品を指しています。

【その他事業部門等】

『新事業創生・研究開発部門』

再生フェーズにおいても常に事業や製品・技術の新陳代謝を探索し、研究・開発を続けることは企業にとって必須の事項であり、再生を果たした後の持続的成長に向けた取り組みを進めていくためにもこれを継続しなければなりません。そのため、これまで設置していた新規事業推進機能とR&D機能を統合し、2021年4月に「新事業創生・研究開発部門」を新たに設置いたしました。

これは、以下の3つを目的としたものです。

- ・既存事業を支える技術の世界トップレベルに維持し、革新的な新商品を創出すること
- ・新たな立地の検討・技術基盤の構築・事業化まで一気通貫で推進すること
- ・技術的な見地からフジクラの未来のあるべき姿を見定め、成長戦略の構築に貢献すること

当社としましては、新たな価値創出を目指し、市場ニーズや需要の動向などを見極めながら、当社のコア事業・技術を活かせる重点テーマに絞り込んで、新規事業の創出、新製品の開発を継続してまいります。

『構造改革タスクフォース』

事業再生フェーズ下において、事業安定化に向けた事業構造改善のための改革や、拠点統廃合等の費用削減等、事業再生に向けた各種取り組みを「構造改革タスクフォース」と呼称しています。構造改革タスクフォースは、事業再生に必要な不可欠であることから、取締役社長CEOの特命事項とし、引き続き取締役社長CEOの陣頭指揮のもと、各種取り組みを遂行してまいります。

②コーポレートガバナンスの強化

コーポレートガバナンスの強化を図るため、2021年4月1日より、（1）取締役会における社外取締役の比率の引き上げ、（2）コーポレートガバナンス統括部門の新設を行いました。

（1）社外取締役比率の引き上げ

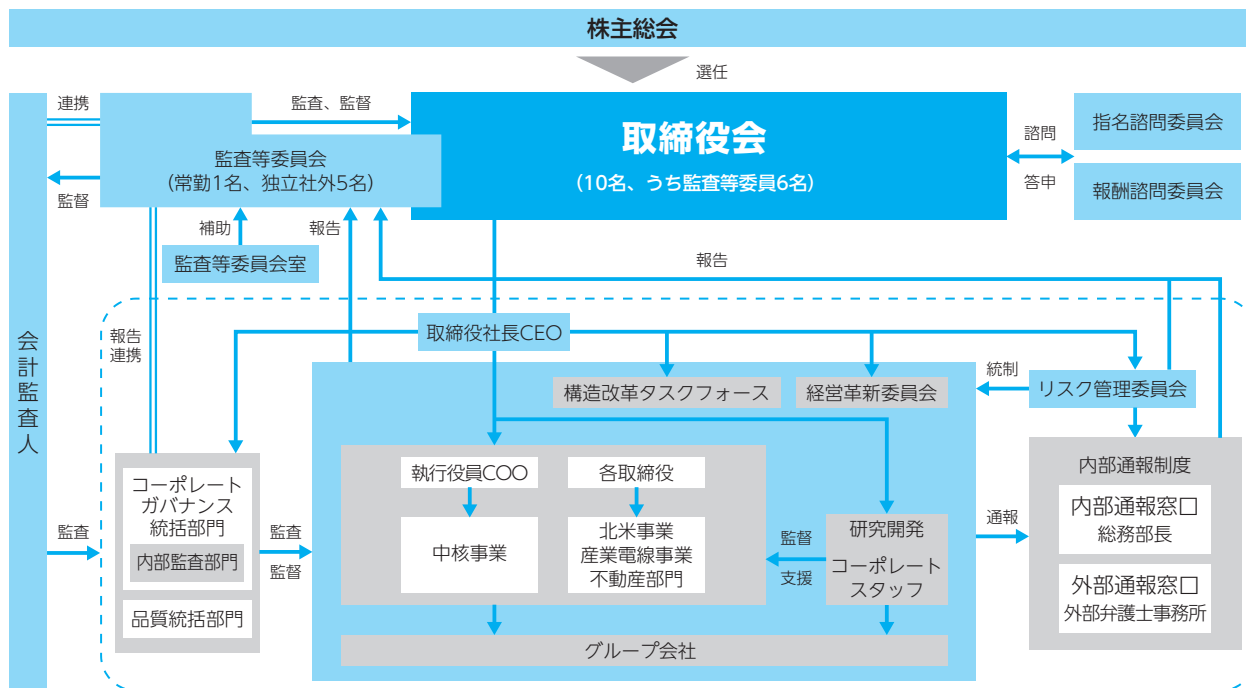
取締役会による業務執行側に対する監督機能を強化するため、2021年3月末日をもって半数以上の社内取締役は辞任し、同年4月1日より取締役総数10名（社外取締役5名、社内取締役5名）の取締役会の体制となりました。これにより、取締役会における社外取締役の比率は、従前の3分の1から2分の1となりました。社内取締役の減員により、事業部門の利益代表が多数を占める取締役会構成から、当社経営から独立した、経営経験、財務・法務などの専門的知見を持った社外取締役が半分を占める取締役会構成になることによって、取締役会では、経営に関わる重要事項（中長期的戦略の立案、事業ポートフォリオの見直し等）を討議し、決定してまいります。

（2）コーポレートガバナンス統括部門の新設

当社グループ全体の業務執行を適切にモニタリングするガバナンス体制を構築するために、各業務執行部門への牽制や監視監督のための横串機能を備えるコーポレートガバナンス統括部門を新設いたしました。

ご参考

当社のガバナンス体制図（2021年4月1日現在）



- ・指名諮問委員会：取締役候補者の指名に係る決定プロセスの客観性・透明性を確保することを目的として設置する取締役会の諮問機関（4名にて構成。委員長：白井取締役＊、委員：下志万取締役＊、村田取締役＊、伊藤取締役社長CEO）
 - ・報酬諮問委員会：取締役候補者の報酬に係る決定プロセスの客観性・透明性を確保することを目的として設置する取締役会の諮問機関（4名にて構成。委員長：下志万取締役＊、委員：阿部取締役＊、白井取締役＊、伊藤取締役社長CEO）
 - ・リスク管理委員会：リスク（コンプライアンスを含む）の観点から当社の業務執行体制及び執行状況を検証し、損失の発生を防止・評価、方針の策定、内容の共有化等を行う機関（業務執行取締役及び執行役員で構成。委員長：伊藤取締役社長CEO）
 - ・経営革新委員会：経営資源（ガバナンスを含む）の効率化、費用削減による効率性向上、販売・購買力強化による収益性向上の推進機関（伊藤取締役社長CEOを全体主査として、各業務執行取締役が管理項目を推進）
- （＊は社外取締役）

2. 品質管理に関する取り組み

品質不適切事案を二度と起こさないために、品質管理を重要課題として位置づけ、品質コンプライアンスを最優先とする全社方針「フジクラ クオリティ方針」を見直し、その浸透活動やグループ全社員を対象とした品質コンプライアンス研修等を行い、これらの実施を継続してまいります。

ガバナンス改革として、品質保証部門の独立性の維持、教育訓練等による実効性を強化し、電子システムによる人為的な操作を排除するなどの仕組みづくりや内部通報制度の周知を引き続き行ってまいります。

3. 気候変動への取り組み

当社グループは事業を通じて社会課題を解決すべく、国連持続可能な開発目標（SDGs）の達成に取り組んでいます。特に昨今、世界的な課題となっている気候変動問題に関しましては、2016年に「フジクラグループ環境長期ビジョン2050」を制定し、2050年までにすべての工場からのCO2排出量をゼロにする取り組みを始めています。また、2050年までに再生可能エネルギー100%を目指す国際団体「RE100」に加盟するとともに、気候変動リスクの開示を進める国際的な活動である「TCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）」に賛同しており、引き続き気候変動への取り組みに努めてまいります。

4. ものづくりのDX（Digital Transformation）への取り組み

「ものづくりのDX」として全社スマートファクトリー化構想、“True Connected-Fujikura（TCF）”を策定し、DXによるものづくり力強化の活動を開始しました。現場の生きたデータが各層のマネジメントへ有機的につながり、PDCAサイクル（Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善））が回ることで、タイムリーな工場マネジメント、データドリブン（*）の事業マネジメントを実現させ、製品、サービス、業務プロセスの変革によるビジネスの優位性確立を目指してまいります。

（*）データドリブン（Data Driven）とは、様々な種類と膨大な量の情報を蓄積するビックデータとアルゴリズムによって処理された分析結果をもとに、ビジネスの意思決定や課題解決などを行う次世代型の業務プロセスを指しています。

(3) 当社グループの設備投資の状況

当期は総額177億円の設備投資を実施いたしました。主要なものは次のとおりです。

『エネルギー・情報通信カンパニー』

北米での情報インフラへの設備投資を見込んで光ファイバ・ケーブル及び関連製品の生産能力拡大のための設備投資を行いました。

さらに米国及び英国における通信事業者やデータセンタ事業者の旺盛な設備投資に対応するため、光ファイバ・ケーブルの戦略商品であるSWR®/WTC®の生産能力拡大のための設備投資を行いました。

『電子電装・コネクタカンパニー』

エレクトロニクス事業部門では、タイ王国や中国等において、スマートフォン等デジタル機器向け製品用自動化設備の導入及び生産性改善のための設備投資を行いました。

(4) 当社グループの資金調達等についての状況

①資金調達の状況

2020年12月に主要取引金融機関と400億円のハイブリッド・ローン（劣後特約付きローン）契約を締結いたしました。また2020年10月及び2021年3月にそれぞれ300億円、合計600億円の短期貸出コミットメントライン契約を主要取引金融機関と締結しました。なお、当期末における借入実行残高はありません。

②主要な借入先及び借入額

(単位：百万円)

借入先	当期末借入金残高
株式会社三井住友銀行	29,730
株式会社みずほ銀行	14,717
株式会社三菱UFJ銀行	10,120
三井住友信託銀行株式会社	8,721
Bank of Ayudhya Public Company Limited.	7,413
株式会社静岡銀行	6,225
シンジケート・ローン	48,000
ハイブリッド・ローン	40,000

(注) シンジケート・ローン及びハイブリッド・ローンは、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケート団からの借入です。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第170期 2017年度	第171期 2018年度	第172期 2019年度	第173期 (当期) 2020年度
売上高	740,052	710,778	672,314	643,736
営業利益	34,343	27,679	3,346	24,422
経常利益	34,122	21,020	1,312	18,380
親会社株主に帰属する当期純利益 (損失)	18,359	1,453	△38,510	△5,369
1株当たり当期純利益 (損失)	64円36銭	5円09銭	△136円58銭	△19円50銭
純資産	241,961	240,910	172,115	184,483
総資産	638,055	638,318	576,090	569,124

(6) 当社グループの主要拠点 (名称及び所在地)

◇当社 本 社 東京都江東区

営業所 関西支店 (大阪府)、中部支店 (愛知県)

工 場 佐倉事業所 (千葉県)、鈴鹿事業所 (三重県)、沼津事業所 (静岡県)

研究所 先端技術総合研究所 (千葉県)

◇子会社 (株)フジクラ・ダイヤケーブル (東京都)、西日本電線(株) (大分県)、米沢電線(株) (福島県)、America Fujikura Ltd. (米国)、Fujikura Electronics (Thailand) Ltd. (タイ王国)、藤倉電子 (上海) 有限公司 (中国)、DDK (Thailand) Ltd. (タイ王国)、フジクラ電装(株) (山形県)、Fujikura Automotive Europe S.A.U. (スペイン)、Fujikura Automotive America LLC (米国)

(7) 当社グループの使用人の状況 (2021年3月31日現在)

(単位：名)

事業区分等	従業員数
エネルギー・情報通信カンパニー	11,283 (1,091)
電子電装・コネクタカンパニー	41,196 (13,880)
エレクトロニクス事業部門	13,505 (8,070)
自動車事業部門	27,691 (5,810)
不動産カンパニー	17 (20)
本社・その他	1,221 (172)
合 計	53,717 (15,163)

(注) () は平均臨時従業員数 (外数) です。

(8) 重要な子会社の状況

当社の重要な子会社の概要は以下のとおりであり、それぞれ記載の製品の製造・販売等を行っています。なお、当社連結子会社は101社（前期末に同じ）、持分法適用会社は9社（前期末に同じ）です。

会社名等	資本金 出資比率	主要な事業内容
(株)フジクラ・ダイヤケーブル	資本金 出資比率 5,400百万円 60.0%	電線・ケーブル
西日本電線(株)	資本金 出資比率 960百万円 60.8%	電線・ケーブル、光ケーブル
米沢電線(株)	資本金 出資比率 400百万円 94.9%	電線・ケーブル
America Fujikura Ltd.	資本金 出資比率 202百万USドル 100.0%	OPGW、光ケーブル、光融着接続機、 光接続部品、通信関連工事
Fujikura Electronics (Thailand) Ltd.	資本金 出資比率 11,552百万タイバーツ 100.0%	FPC、電子部品
藤倉電子（上海）有限公司	資本金 出資比率 97百万人民元 100.0%	FPC
DDK (Thailand) Ltd.	資本金 出資比率 1,730百万タイバーツ 100.0%	コネクタ
フジクラ電装(株)	資本金 出資比率 1,773百万円 100.0%	自動車用ワイヤハーネス
Fujikura Automotive Europe S.A.U.	資本金 出資比率 6万ユーロ 100.0%	自動車用ワイヤハーネス
Fujikura Automotive America LLC	資本金 出資比率 3百万USドル 100.0%	自動車用ワイヤハーネス

2 株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 1,190,000,000株

(2) 発行済株式の総数 295,863,421株 (自己株式19,455,441株を含む。)

(3) 株主数 29,852名 (前期末比5,242名減)

(4) 大株主

(単位：千株、%)

株主名	所有株式数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	31,750	11.49
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	19,492	7.05
大樹生命保険株式会社	10,192	3.69
株式会社三井住友銀行	8,456	3.06
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行退職給付信託口)	6,777	2.45
DOWAメタルマイン株式会社	6,564	2.37
株式会社静岡銀行	5,789	2.09
フジクラ従業員持株会	4,844	1.75
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	3,656	1.32
JP MORGAN CHASE BANK 385781	3,415	1.24

(注) 1. 上記所有株式数は株主名簿に基づき記載しています。

2. 当社は自己株式を19,455,441株保有していますが、上表からは除外しています。なお、監査等委員でない取締役 (社外取締役を除く) 及び執行役員への株式報酬制度のために設定した株式交付信託に係る信託口が所有する株式899,933株は、自己株式には含まれておりません。

3. 出資比率は自己株式を控除して計算しています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
監査等委員でない取締役	11,594株	1名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、本招集ご通知41ページ「(5) 取締役の報酬等」のとおりです。

3 会社役員に関する事項 (2021年3月31日現在)

(1) 取締役

地 位	氏 名	担 当
取締役社長(※)	伊 藤 雅 彦	ガバナンス、コーポレート品質統括部門、内部監査室、内部統制室
専務取締役(※)	和 田 朗	コーポレートR&D部門、コーポレート生産部門
専務取締役	北 島 武 明	コーポレート営業部門、エネルギー・情報通信カンパニー（エネルギー事業部門）
常務取締役	細 谷 英 行	エネルギー・情報通信カンパニー（情報通信事業部門）
常務取締役	滝 沢 功	電子電装・コネクタカンパニー
常務取締役	伊 藤 哲	コーポレートスタッフ部門（経理部他）、不動産カンパニー
常務取締役	Joseph E. Gallagher	AFL Telecommunications LLC 社長
常務取締役	稲 葉 雅 人	新規事業推進センター
常務取締役	関 川 茂 夫	コーポレートスタッフ部門（コーポレート企画室、法務室、人事部他）
取締役 監査等委員（常勤）	小 田 康 之	
取締役 監査等委員（社外）	下志万 正 明	
取締役 監査等委員（社外）	阿 部 謙 一郎	
取締役 監査等委員（社外）	白 井 芳 夫	
取締役 監査等委員（社外）	村 田 恒 子	
取締役 監査等委員（社外）	花 崎 浜 子	

(注) 1. ※印は代表取締役です。

2. 監査等委員会の活動の実効性を確保するため常勤の監査等委員を選定しています。

3. 取締役 監査等委員 下志万正明氏、阿部謙一郎氏、白井芳夫氏、村田恒子氏及び花崎浜子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

4. 取締役 監査等委員 小田康之氏は、当社経理部門において長年の経験を積み、財務・会計について相当程度の知見を有しています。

取締役 監査等委員 下志万正明氏は、長年にわたって大手都市銀行で重要な地位にあった経験を持ち、財務・会計について相当程度の知見を有しています。

取締役 監査等委員 阿部謙一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計について相当程度の知見を有しています。

5. 重要な兼職の状況は次のとおりです。
- 常務取締役 Joseph E. Gallagher氏は、当社の子会社であるAFL Telecommunications LLC、ATI International Investments Inc.、ITC Service Group Intermediary LLC及びFiberRise Communications, LLC各社の社長です。
- 取締役 監査等委員阿部謙一郎氏は、ソフトバンク株式会社の社外監査役です。
- 取締役 監査等委員 白井芳夫氏は、セイコーエプソン株式会社の社外取締役監査等委員です。
- 当社とセイコーエプソン株式会社は、FPC、電子ワイヤ及び圧力センサの販売に関する取引があります。
- 取締役 監査等委員 村田恒子氏は、株式会社日本政策金融公庫の社外監査役及び株式会社ミルボンの社外取締役です。
- 取締役 監査等委員 花崎浜子氏は、北青山法律事務所所属の弁護士です。
6. 取締役 監査等委員 下志万正明氏、阿部謙一郎氏、白井芳夫氏、村田恒子氏及び花崎浜子氏は、東京証券取引所へ独立役員として届け出ています。
7. 取締役 小林郁夫氏は、2020年6月30日をもって、辞任により退任いたしました。専務取締役 和田 朗氏、北島武明氏、常務取締役 細谷英行氏、滝沢 功氏、伊藤 哲氏は、2021年3月31日をもって、辞任により退任いたしました。
8. 2021年4月1日をもって、取締役の地位及び担当を変更し、以下のとおりとしました。

氏 名	変更後	変更前
伊藤 雅彦	取締役社長C E O コーポレートガバナンス統括部門、コーポレートスタッフ部門、コーポレートファイナンス部門、コーポレート品質統括部門、新事業創生・研究開発部門、構造改革タスクフォース	取締役社長 ガバナンス、コーポレート品質統括部門、内部監査室、内部統制室
Joseph E. Gallagher	取締役 北米事業担当、AFL Telecommunications LLC 社長	常務取締役 AFL Telecommunications LLC 社長
稲葉 雅人	取締役 産業電線事業担当、営業・業務部門、不動産事業部門	常務取締役 新規事業推進センター
関川 茂夫	取締役	常務取締役 コーポレートスタッフ部門（コーポレート企画室、法務室、人事部他）

9. 執行役員は以下のとおりです。（2021年4月1日現在）

執行役員COO 岡田 直樹	執行役員 植田 広二
執行役員 新堂 桂子	執行役員 Jason Peng
執行役員 齊田 昭	執行役員 那須 秀一
執行役員 飯島 和人	執行役員 福原 純二
執行役員 藤巻 宗久	執行役員 萬玉 哲也
執行役員 坂野 達也	

（２）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役及び管理職従業員であり、当該保険契約により、被保険者がその業務執行に起因して法律上負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用が填補されることとなります。また、被保険者のうち当社取締役（監査等委員である取締役を含む。）は、保険料のうち5%を個人で負担することとしています。

（３）責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の規定する額としています。

(4) 社外役員に関する事項

当社の社外取締役は下志万正明氏、阿部謙一郎氏、白井芳夫氏、村田恒子氏及び花崎浜子氏です。

当事業年度における主な活動状況

	出席状況・発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 監査等委員 下志万 正 明	当社は、下志万正明氏に対して、長年にわたって大手都市銀行で重要な地位にあった経験と見識を生かし、業務執行者から独立した客観的な立場での助言や提言、会社経営の監督機能の発揮を期待しています。 同氏は、取締役会をはじめ当社の経営に関する重要な会議や業務執行者との意見交換の場に積極的に参加し、業務執行者から独立した客観的な立場から、自身の経験及び見識を生かした妥当性・適正性を確保するための必要な助言及び提言を行い、会社経営の監督機能を果たしています。 なお、同氏は、報酬諮問委員会の委員長及び指名諮問委員会の委員を務めております。 (出席状況) 取締役会 100% (23/23回) 監査等委員会 100% (17/17回) 指名諮問委員会 100% (12/12回) 報酬諮問委員会 100% (8/8回)
取締役 監査等委員 阿 部 謙一郎	当社は、阿部謙一郎氏に対して、公認会計士としての専門的見地と実務経験を生かし、業務執行者から独立した客観的な立場での助言や提言、会社経営の監督機能の発揮を期待しています。 同氏は、取締役会をはじめ当社の経営に関する重要な会議や業務執行者との意見交換の場に積極的に参加し、業務執行者から独立した客観的な立場から、自身の経験及び見識を生かした妥当性・適正性を確保するための必要な助言及び提言を行い、会社経営の監督機能を果たしています。 なお、同氏は、報酬諮問委員会の委員を務めております。 (出席状況) 取締役会 100% (23/23回) 監査等委員会 100% (17/17回) 報酬諮問委員会 100% (8/8回)
取締役 監査等委員 白 井 芳 夫	当社は、白井芳夫氏に対して、長年にわたる企業経営の豊富な経験と見識を生かし、業務執行者から独立した客観的な立場での助言や提言、会社経営の監督機能の発揮を期待しています。 同氏は、取締役会をはじめ当社の経営に関する重要な会議や業務執行者との意見交換の場に積極的に参加し、業務執行者から独立した客観的な立場から、自身の経験及び見識を生かした妥当性・適正性を確保するための必要な助言及び提言を行い、会社経営の監督機能を果たしています。 なお、同氏は、指名諮問委員会の委員長及び報酬諮問委員会の委員を務めております。 (出席状況) 取締役会 100% (23/23回) 監査等委員会 100% (17/17回) 指名諮問委員会 100% (12/12回) 報酬諮問委員会 100% (8/8回)
取締役 監査等委員 村 田 恒 子	当社は、村田恒子氏に対して、長年の企業におけるコンプライアンス、コーポレートガバナンスの豊富な経験と見識を生かし、業務執行者から独立した客観的な立場での助言や提言、会社経営の監督機能の発揮を期待しています。 同氏は、取締役会をはじめ当社の経営に関する重要な会議や業務執行者との意見交換の場に積極的に参加し、業務執行者から独立した客観的な立場から、自身の経験及び見識を生かした妥当性・適正性を確保するための必要な助言及び提言を行い、会社経営の監督機能を果たしています。 なお、同氏は、指名諮問委員会の委員を務めております。 (出席状況) 取締役会 100% (23/23回) 監査等委員会 100% (17/17回) 指名諮問委員会 100% (12/12回)
取締役 監査等委員 花 崎 浜 子	当社は、花崎浜子氏に対して、弁護士としての専門的見地と実務経験を生かし、業務執行者から独立した客観的な立場での助言や提言、会社経営の監督機能の発揮を期待しています。 同氏は、取締役会をはじめ当社の経営に関する重要な会議や業務執行者との意見交換の場に積極的に参加し、業務執行者から独立した客観的な立場から、自身の経験及び見識を生かした妥当性・適正性を確保するための必要な助言及び提言を行い、会社経営の監督機能を果たしています。 (出席状況) 取締役会 100% (23/23回) 監査等委員会 100% (17/17回)

(5) 取締役の報酬等

①取締役報酬の決定に関する方針

監査等委員でない取締役の報酬の決定方針及び報酬等の決定にあたっては、取締役会の諮問機関である報酬諮問委員会（取締役社長及び人事担当取締役及び3名の社外取締役で構成し、委員長は社外取締役としています。）の答申を経て、取締役会で決議することとしています。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

当社は取扱製品が多種多様なだけでなく、グローバルに事業を展開しており、取締役の業務も高度で多岐にわたります。このため、取締役の報酬の水準はこれら業務に対応し得る優秀な人材にふさわしいレベルであることを基本とし、複数の調査機関による主に上場会社を対象とした調査結果を参考に、具体的には、以下の3つの区分で取締役の報酬を構成しています。これは、客観的な指標と評価に基づくとともに、業績への連動性を強めた報酬制度として定めたものです。

i. 「基本報酬」

取締役の監視・監督機能に相当する部分として、役位別の固定額とします。

ii. 「短期業績連動報酬」

全社業績又は管掌部門の業績に応じた役位別の基礎額を設定し、一定の指標（営業利益率、株主資本利益率（ROE）、投下資本利益率（ROIC））に基づき、当該基礎額の0%から200%の範囲で支給することとします。これらの指標は、「経営施策が反映されやすい指標」、「株主への利益還元度と相関の強い指標」であり、当社の成長戦略と親和性の高い指標であることから採用しています。

iii. 「株式報酬」

上記 i. 及び ii. とは別に、取締役（非居住者を除く）の報酬として当社普通株式を交付するものです。取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクをも負担し、株価の変動によるメリット及びリスクを株主の皆様と共有することで、企業価値の向上に貢献する意識を高めることを主たる目的とするものです。

なお、当該株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

報酬全体に対して、業績や株価によって変動する報酬（短期業績連動報酬及び株式報酬）は最大で概ね4割強となる見込みです。

業務執行取締役以外の取締役の報酬は、その役割に鑑みて固定額である基本報酬のみとし、短期業績連動報酬及び株式報酬は支給しません。

②取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				支給人員
		基本報酬	業績連動報酬	株式報酬	その他	
監査等委員でない取締役	325百万円	198百万円	16百万円	64百万円	46百万円	10名
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く)	23百万円	23百万円	－	－	－	1名
監査等委員である取締役 (社外取締役)	67百万円	67百万円	－	－	－	5名

(注) 1. 当社には監査等委員でない取締役のうち、社外取締役はありません。

2. 当事業年度における「短期業績連動報酬」に係る主要な指標の目標及び実績値は下記のとおりです。

指標の種別	目標値 (2020年3月期連結年度経営計画)	実績値 (2020年3月期連結年度経営実績)
連結営業利益率	4.1%	0.5%
連結株主資本利益率 (ROE)	5.4%	△20.9%

3. 当社は、事業再生計画の一環として経営体制の刷新を行い、2021年3月31日付で監査等委員でない取締役を半減いたしました。これに際し、辞任により退任した取締役1名について、将来にわたる当社グループとの関係を解消するために、上表「その他」に記載のとおり監査等委員でない取締役報酬の枠内において取締役報酬の特別加算金を支払うこととしました。

なお、当該特別加算金は上記事業再生計画の実行に伴う特例措置であり、決定に当たっては、報酬諮問委員会よりその具体的な内容及び決定プロセスが公正かつ妥当である旨の答申を受けています。

4. 取締役会は、当事業年度に係る監査等委員でない取締役の個人別報酬について、上記①「取締役報酬の決定に関する方針」の手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しています。なお、監査等委員でない取締役の報酬等の決定にあたっては、報酬諮問委員会において、各取締役の業績評価、報酬水準の市場性、報酬体系及び具体的な報酬額について決定プロセスの公正性及び妥当性を検証することとしており、報酬諮問委員会から公正かつ妥当である旨の答申を受けています。

5. 監査等委員会は、当事業年度に係る監査等委員でない取締役の個人別報酬について、報酬諮問委員会に出席した監査等委員から報告を受け、協議した結果、報酬諮問委員会における監査等委員でない取締役の報酬等の決定プロセスは適切であり、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至っています。

6. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

(1) 監査等委員でない取締役の報酬額は、2017年6月29日開催第169期定時株主総会において年額600百万円以内と決議しています。また、当該金銭報酬とは別枠で、同定時株主総会において、株式報酬の額を年額120百万円以内、株式数の上限を年285千株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しています。同定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は9名（うち、社外取締役はありません。）です。

(2) 監査等委員である取締役の報酬額は、2017年6月29日開催第169期定時株主総会において年額100百万円以内（うち社外取締役分70百万円以内）と決議しています。同定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名（うち、社外取締役は4名。）です。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(3) 当社グループ全体での報酬額

	支払額
①当社の当期に係る会計監査人としての報酬等の額	113百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（①の額を含む。）	176百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額はこれらの合計額で記載しています。

2. 重要な子会社であるAmerica Fujikura Ltd.、Fujikura Electronics (Thailand) Ltd.、藤倉電子（上海）有限公司、DDK (Thailand) Ltd.、Fujikura Automotive Europe S.A.U.及び Fujikura Automotive America LLCは当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

3. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人及び社内関係部署からの必要書類の入手や報告の聴取を通じて、前事業年度の監査計画と実績の比較、当事業年度の監査項目別監査時間及び内容などを確認し、報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、監査等委員全員の同意に基づき、解任する方針です。また当社の業容、連結グループを含む企業規模の変化、他の監査機関との円滑な提携等の観点から判断して当社の監査業務に重大な支障が生じまたはそのおそれがあると認めた場合、監査等委員会は「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会に提案いたします。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容

①当社の経営体制及び内部統制システムの実施主体

【経営体制】

当社は監査等委員会設置会社であり、当社の取締役総数は15名、うち監査等委員でない取締役は9名（以下、「業務執行取締役」という）、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という）は6名である。社外取締役は5名で全員が監査等委員である。

当社では、取締役会の決議により、業務執行取締役として取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。取締役社長は、取締役会議長であるとともに当社及び当社の子会社から成る企業集団全体（以下、「当社グループ」と総称し、各子会社を「グループ会社」という）についての最高経営責任者となる。取締役社長以外の業務執行取締役は、社内カンパニーとして組織された主要な事業分野の責任者またはカンパニー以外のコーポレート部門、研究開発部門等のカンパニー横断的な間接部門（以下、「コーポレート部門等」という）若しくはコーポレート部門等に属する組織を統括する責任者となる。さらに社内カンパニーに匹敵する規模の重要なグループ会社についても当社側の責任者に業務執行取締役を置く。

当社の経営は、上記の責任を分担する個々の業務執行取締役を最高経営責任者である取締役社長が統括する体制で執行される。

監査等委員会は1名の社内取締役と5名の社外取締役の合計6名で構成され、社内取締役は常勤である。監査等委員会の活動を補助する組織として、その指揮下に監査等委員会室を設ける。

【業務執行取締役による内部統制システムの構築及び監査等委員会による監査】

業務執行取締役はその所管するカンパニー及びコーポレート部門等並びにグループ会社について、以下2.及び3.に定める内部統制システムの遵守・実行の責任を負う。また、内部統制システムを決定する取締役会の一員である立場から、内部統制システムの適正性について責任を負う。

監査等委員会の監査は、業務執行取締役の職務の執行に係る内部統制システム（以下2.）の遵守及び実行の状況を確認・検証することによって行われる。監査等委員会はこのため、自ら当社及びグループ会社の状況を調査し、また、執行側から提供される情報の内容を確認・検証する。さらに必要に応じ、業務執行取締役をはじめとする執行の当事者に直接の説明を求める。以上と合わせ、内部統制システムを決定する取締役会の一員である立場から、内部統制システムの適正性について責任を負う。

②会社法第399条の13第1項第1号ハの事項

【取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備】

（１）会社法第399条の13第1項第1号ハの事項

【取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制】

当社の主要な意思決定は、取締役会と取締役会から権限を委譲された業務執行取締役によって行われる。取締役会については、審議事項の法令・定款への適合性を事前にコーポレート企画室や法務室が検証し、さらに取締役会では専門性を有する社外取締役（弁護士、公認会計士）が審議に加わって十分な確認が行われる。

「業務執行取締役の責任・権限規程」の定めに基づき業務執行取締役に権限委譲された決定事項は、専用のデータベースに登録され、関係するコーポレート部門及び監査等委員会室は内容の確認を行い、あるいは業務執行取締役に詳細を確認する等して法令・定款への適合性を確認する。さらに、監査等委員はデータベースに登録された情報を常に閲覧することができ、必要に応じて直接又は監査等委員会室を通じて内容・詳細の確認を行う。

業務執行取締役の管理下で遂行される日常的な業務については、各コーポレート部門が定める社内規程や教育、個別の指導等により適法性を確保するとともに、内部監査室による業務監査によって課題の抽出、対策の立案及びその実施確認が行われる。

適法性に関して特に注意すべき事項は、定期的で開催されるリスク管理委員会で共有が図られ、管理精度の向上等についてトップマネジメントの指示がなされる。

また、「内部通報制度運用規程」を定め公益通報制度を運用する。総務部及び外部弁護士を通報窓口として設置するとともに、通報者に対する不利益取り扱いの禁止、匿名性の確保等を定めている。

会社法施行規則第110条の4第2項第1号から第5号について以下のとおりとする。

（２）会社法施行規則第110条の4第2項第1号の事項

【取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制】

取締役会の報告・決定事項並びに業務執行取締役の決定事項に関して、報告・決定のため作成され会議等において共有された文書並びに報告・決定内容を記す議事録等の文書については、コーポレート企画室及び法務室が管理・保存し、関係先の照会に応ずる体制をとる。

経営執行会議、設備投資委員会、リスク管理委員会、カンパニー経営会議その他の重要な意思決定及び情報伝達を目的とする会議の配布・討議資料並びに議事録などの文書は、各会議の主管部門が自ら定める規律に従って一元的に保管管理し、必要に応じて社内関係先からの照会に応ずる体制をとる。

会議体によらない書面による意思決定に関しては、当該決定事項を所管する部門が、決定内容を記した文書の適宜の保管管理並びに社内関係先からの照会に応ずる体制をとる。

(3) 会社法施行規則第110条の4第2項第2号の事項

【損失の危険の管理に関する規程その他の体制】

当社が管理すべきリスク（グループ会社で生じたものを含む）を、事業機会に関連するリスク（『戦略リスク』）と事業活動の遂行に関連するリスク（『業務リスク』）に分類し、戦略リスクについては、意思決定を行う取締役会と業務執行取締役がそれぞれ決定に至る検討過程でこれを管理する。他方、業務リスクについては、『フジクラ リスク管理規程』に基づき取締役社長を委員長とするリスク管理委員会が管理する。

重大な損失が発生又は発生が急迫している場合の危機管理は、上記リスク管理規程において、トップマネジメントへの情報の速やかな伝達と集中、対応組織の構築及び責任体制等を定める。

(4) 会社法施行規則第110条の4第2項第3号の事項

【取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制】

取締役社長を最高経営責任者とする執行の体制（上記①【経営体制】参照）は、その効率的な運営のため、意思決定を取締役会及び業務執行取締役に配分する。

取締役会は、成長戦略の中核となる年度及び中期の経営計画や規模の大きなM&Aなどの重要な事項について、十分かつ充実した審議をもって決定することとし、このため、各カンパニーを統括する業務執行取締役だけでなく、多様な知見を持ち、かつ、客観性に優れた社外取締役で取締役会を構成する。

各カンパニーやコーポレート部門等を統括する業務執行取締役は、それら組織に専属する事項や比較的リスクの少ない事項について決定権限を持ち、迅速果断な意思決定により機動的で効率的な執行を行う。

(5) 会社法施行規則第110条の4第2項第4号の事項

【使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制】

当社従業員その他当社業務に従事する者の諸法令の遵守については、取締役社長が委員長を務めるリスク管理委員会が当社グループを統括し、課題の抽出や情報の共有化、コーポレート部門が企画する法令遵守のための教育その他の諸施策について、トップマネジメントとして方向付けを行う。

公益通報制度として、当社従業員その他当社業務に従事する者は、匿名性の確保及び通報者の不利益取り扱い禁止を定める「内部通報制度運用規程」に基づき、総務部及び外部弁護士に対して通報を行うことができる。

(6) 会社法施行規則第110条の4第2項第5号イ、ロ、ハ、ニの事項

【企業集団における業務の適正を確保するための体制】

各グループ会社について、当社側の所管部門として会社ごとにカンパニー又はコーポレート部門等を定める。当該所管部門の責任者である業務執行取締役は、所管するグループ会社の経営全般について責任を負う。

カンパニーに匹敵する規模の一部のグループ会社については、カンパニー又はコーポレート部門に属さず、業務執行取締役が直轄する場合がある。

(イ) 子会社の取締役、業務を執行する社員等（以下、「取締役等」という）の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

所管部門は、グループ会社からの報告を規律するものとしてカンパニー経営会議規程等を設け、グループ会社の経営成績については毎月、人事・組織、設備投資、製品品質その他の重要な事項については適時に報告を受ける。

(ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各グループ会社は、自らリスク管理を行うことを基本としてリスク管理に関する規程を定める。所管部門は、所管するグループ会社で生じたリスクについて適時・適切に報告を受け、発生したリスクの対応につきグループ会社を支援・指導する体制を整備する。

(ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、個々のグループ会社についてそれぞれの役割・機能を明確に定め、これらグループ会社を含めた企業集団として経営計画を策定する。定期的な実績報告や緊密な連携の下での予実管理等とともに、人事交流などを通じて意思疎通が綿密かつ円滑に行える体制とする。

(ニ) 子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

各グループ会社は法令遵守に関する責任者を置く。当該責任者は、法令遵守状況の当社への報告、当社が定める個別の法令遵守のための諸施策のグループ会社における実行等を行う。

各グループ会社は、その従業員等が当社の内部通報制度を利用し又は社外弁護士へ直接通報できる公益通報制度を整備する。

③会社法第399条の13第1項第1号口の事項

【監査等委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項】

会社法施行規則第110条の4第1項第1号から第7号について以下のとおりとする。

(1) 会社法施行規則第110条の4第1項第1号、第2号及び第3号の事項

【当該株式会社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項】

【前号の取締役及び使用人の当該株式会社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項】

【当該株式会社の監査等委員からの第1号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項】

コーポレート企画室及び法務室を所管する業務執行取締役（以下、「コーポレート担当取締役」という）は、監査等委員会がその職務の執行のため必要なものとして要求する体制の整備について責任を負い、合理的な理由なくこれを拒否することはできない。

また、コーポレート担当取締役は、監査等委員会の職務の執行を補助する組織として監査等委員会室を設置し（最低1名の専任者を配置する。）、当該委員会室を監査等委員会の指揮下に置き、監査等委員会から当該委員会室の権限・予算・要員等に関して要求があった場合、合理的な理由なくこれを拒否することはできない。

(2) 会社法施行規則第110条の4第1項第4号イの事項

【当該株式会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び会計参与並びに使用人が当該株式会社の監査等委員会に報告をするための体制】

業務執行取締役及び使用人は、法令又は定款に違反する会社の行為又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査等委員会に報告しなければならない。また、総務部は、「リスク管理規程」に定める重大リスクに関する情報の伝達を受けたときは、速やかに監査等委員会へ報告しなければならない。

業務執行取締役が決定しようとする事項及びカンパニー経営会議で報告される事項は常に監査等委員会の閲覧に供されることとし、このため業務執行取締役は当該事項を所定のデータベースへ登録しなければならない。コーポレート企画室、法務室及び監査等委員会室は、協働して当該データベースに登録された情報を確認し、追加の情報収集などを行った上で必要に応じて監査等委員会へ報告し、（また、他のコーポレート部門と情報を共有し、）あるいは取締役会へ付議するなどの措置をとる。

監査等委員は、監査等委員会の職務の執行として何時でも社内の会議に陪席することができるほか、関係する書面や記録等を閲覧することができる。また、監査等委員会が必要と判断したときは何時でも、関係する業務執行取締役及び使用人に詳細を質問し、あるいは調査を求めることができ、業務執行取締役及び使用人はこれに応じなければならない。

(3) 会社法施行規則第110条の4第1項第4号ロの事項

【当該株式会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当該株式会社の監査等委員会に報告をするための体制】

グループ会社の取締役、監査役及び使用人は当社あるいは当該グループ会社に法令又は定款に違反する行為又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、監査等委員会へ直ちに報告しなければならない。また、総務部は、「リスク管理規程」に定める重大リスクに関する情報の伝達を受けたときは、速やかに監査等委員会へ報告しなければならない。

グループ会社について、これを所管する業務執行取締役は、当該グループ会社に対して上記の報告義務を徹底させなければならない。

内部監査室、内部統制室、その他コーポレート部門及びカンパニー内の管理部門等は、グループ会社の行為に不正又は不適切な事実を発見したときは、直ちに監査等委員会へ報告しなければならない。

(4) 会社法施行規則第110条の4第1項第5号の事項

【前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制】

当社及びグループ会社は、前号イ、又はロ、の監査等委員会に対する報告を行った者に対し、報告を行ったことを理由として不利な取扱いをしない。

（５）会社法施行規則第110条の４第１項第６号の事項

【当該株式会社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項】

当社は、監査等委員会の年間の監査計画に基づき、それに要する費用につき予算措置を講じる。監査計画外の随時の活動に要する費用は、社外の専門家等の活用に要するものを含め、監査等委員会の職務の執行として合理的である限りにおいてこの費用を支弁し、又は費用の支払いを当社に求めたときは、当社はこれを負担する。

（６）会社法施行規則第110条の４第１項第７号の事項

【その他当該株式会社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制】

監査等委員会は、取締役社長を含め業務執行の責任を負う取締役又は執行役員その他の使用人を対象に、取締役会以外で意見交換や質問等の機会を求めることができ、この窓口となるコーポレート担当役員は、監査等委員会の請求の主旨を踏まえ、請求に応ずるため必要な調整を行う。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①コンプライアンス・リスクマネジメント体制

当年度中にリスク管理委員会を23回開催いたしました。同委員会では、コンプライアンスに関する事項を含むグループ全社で対応すべきリスク及びカンパニー別の固有のリスクを、毎年作成するリスク管理計画書に基づき実績のフォロー等を適切に行っています。また、個別の事案にかかる報告、再発防止策の確認、グループ会社を含めた情報共有や新たなリスクの認識・予防に関する討議等を行っています。

業務執行取締役が決裁権限を委譲された事項は、当該事項に関係するコーポレート部門及び監査等委員会の活動を補助する組織である監査等委員会室が、法令・定款に適合していることを確認しています。また、業務執行取締役の管理下で遂行される日常的な業務については、内部監査部門、各コーポレート部門、カンパニー管理組織等が適法性・妥当性について管理を行ってきました。

他方、監査等委員会は、執行部門から独立した機関として、リスク管理委員会とは別個にグループ全社のリスク管理状況について適宜監査を行っています。また、当社の内部統制システムの妥当性及び実効性についても監査を行っています。

当社及びグループ会社は、それぞれ公益通報制度として内部通報制度を運用しています。内部通報制度では、社内外に受付窓口を設け、通報者の匿名性を確保し、通報者への不利益取り扱いが禁止されています。また、内部通報制度の運用状況はリスク管理委員会及び監査等委員会へ報告されています。

また、2020年４月１日付で「コーポレートガバナンス推進室」を新設し、リスクマネジメントやコンプライアンスに関連する複数のプロジェクトを立ち上げて、内部監査機能の強化や内部通報制度の実効性向上のための課題の抽出とその改善策の検討などを進めてきました。

②グループ会社の経営管理体制

各カンパニー又はコーポレート部門等は、その所管するグループ会社に対して「リスク管理規程の整備」、「法令遵守責任者の設置」、「内部通報制度の整備」を求め、全グループ会社における適切な整備を進めています。また、各カンパニー等は、グループ会社を含めたカンパニー経営会議等を定期的に開催してグループ会社からの適時適切な報告体制を確保しつつ、効率的に事業運営を遂行しています。

当社グループの現状に鑑み、グループガバナンス強化に向けた検討を進めています。

③監査等委員会の実効性を確保する体制

監査等委員会の職務を補助する組織として、監査等委員会室を設けて専任者を配置しています。なお、監査等委員会室は業務執行側からの独立性を有し、監査等委員会から直接の指示・命令の下、監査等委員会の支援を行っています。

監査等委員は、社内会議への出席権限、業務執行取締役の決裁に係る事項を登録したデータベースへのアクセス権限を有し、必要に応じて調査等を実施しています。

加えて、監査・監督機能をより実効的なものとするため、取締役会とは別に、監査等委員会と業務執行取締役や個別の事業を担務する執行役員との定期的な会合の場を設けて、意見交換などを行ってきました。

また、会計監査人及び内部監査部門との間で四半期ごとに三様監査協議会を実施しています。同協議会では、内部統制システムの運用状況や監査の状況に関する情報共有、不正リスク低減に関する意見交換などを行って監査の実効性確保に努めています。

*当社は、従来、単位未満の数字は切捨てして端数処理していましたが、第173期事業報告より単位未満の数字は四捨五入して端数処理の上、記載しています。また、比較を容易にするため前期にかかる記載につきましても単位未満の数字を四捨五入して記載しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	317,374
現金及び預金	74,740
受取手形及び売掛金	123,347
商品及び製品	36,788
仕掛品	27,789
原材料及び貯蔵品	35,889
その他	19,706
貸倒引当金	△885
固定資産	251,750
有形固定資産	183,994
建物及び構築物	85,193
機械装置及び運搬具	61,342
土地	15,125
リース資産	5,368
建設仮勘定	7,678
その他	9,287
無形固定資産	14,331
のれん	6,257
その他	8,074
投資その他の資産	53,425
投資有価証券	27,676
退職給付に係る資産	2,635
繰延税金資産	7,253
その他	16,084
貸倒引当金	△203
投資損失引当金	△20
資産合計	569,124

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	216,316
支払手形及び買掛金	68,512
短期借入金	77,801
コマーシャル・ペーパー	15,000
1年内償還予定の社債	10,000
未払法人税等	2,474
関係会社事業損失引当金	1,264
その他の引当金	2,123
その他	39,142
固定負債	168,324
社債	30,000
長期借入金	109,128
その他の引当金	469
退職給付に係る負債	10,992
その他	17,735
負債合計	384,640
純資産の部	
株主資本	157,466
資本金	53,076
資本剰余金	27,740
利益剰余金	87,514
自己株式	△10,864
その他の包括利益累計額	5,363
その他有価証券評価差額金	1,185
繰延ヘッジ損益	△917
為替換算調整勘定	8,347
退職給付に係る調整累計額	△3,253
非支配株主持分	21,654
純資産合計	184,483
負債純資産合計	569,124

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	
売上高		643,736
売上原価		534,633
売上総利益		109,103
販売費及び一般管理費		84,681
営業利益		24,422
営業外収益		
受取利息	288	
受取配当金	765	
為替差益	317	
持分法による投資利益	430	
雇用調整助成金	1,044	
その他	1,842	4,687
営業外費用		
支払利息	2,558	
固定資産除却損	689	
製品補修費用	1,950	
資金調達費用	2,713	
その他	2,818	10,729
経常利益		18,380
特別利益		
固定資産売却益	4,294	
投資有価証券売却益	1,545	
受取保険金	773	
債務保証損失引当金戻入額	2	
その他	151	6,765
特別損失		
減損損失	16,831	
事業構造改善費用	3,607	
新型コロナウイルス関連損失	2,003	
火災による損失	1,188	
その他	342	23,970
税金等調整前当期純利益		1,174
法人税、住民税及び事業税	6,184	
法人税等調整額	△876	5,308
当期純損失 (△)		△4,134
非支配株主に帰属する当期純利益		1,236
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△5,369

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位: 百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	53,076	27,903	89,882	△10,915	159,945
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△5,369		△5,369
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△0		52	52
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△163			△163
持分法の適用範囲の変動			3,002		3,002
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	△163	△2,368	51	△2,479
当期末残高	53,076	27,740	87,514	△10,864	157,466

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	989	△848	△1,737	△6,274	△7,870	20,040	172,115
当期変動額							
親会社株主に帰属する当期純損失(△)					—		△5,369
自己株式の取得					—		△1
自己株式の処分					—		52
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					—		△163
持分法の適用範囲の変動					—		3,002
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	195	△69	10,085	3,021	13,232	1,615	14,847
当期変動額合計	195	△69	10,085	3,021	13,232	1,615	12,368
当期末残高	1,185	△917	8,347	△3,253	5,363	21,654	184,483

計算書類

貸借対照表 (2021年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	146,685
現金及び預金	39,434
受取手形	1,092
売掛金	58,232
商品及び製品	3,660
仕掛品	9,193
原材料及び貯蔵品	2,566
未収入金	11,792
短期貸付金	18,157
その他	2,750
貸倒引当金	△190
固定資産	175,353
有形固定資産	80,324
建物	56,556
構築物	2,710
機械装置	7,523
土地	9,883
建設仮勘定	1,694
その他	1,959
無形固定資産	3,217
ソフトウェア	2,291
その他	926
投資その他の資産	91,811
投資有価証券	7,671
関係会社株式	63,165
関係会社出資金	15,727
長期貸付金	8,384
前払年金費用	4,629
その他	779
貸倒引当金	△8,486
投資損失引当金	△57
資産合計	322,037

科目	金額
負債の部	
流動負債	118,946
支払手形	101
買掛金	33,941
短期借入金	27,300
コマーシャル・ペーパー	15,000
1年内償還予定の社債	10,000
未払費用	7,165
預り金	17,658
関係会社事業損失引当金	1,264
品質不適合関連損失引当金	112
債務保証損失引当金	8
その他	6,396
固定負債	142,591
社債	30,000
長期借入金	103,310
長期預り敷金保証金	7,769
その他引当金	478
繰延税金負債	436
その他	598
負債合計	261,536
純資産の部	
株主資本	60,327
資本金	53,076
資本剰余金	28,302
資本準備金	13,269
その他資本剰余金	15,034
利益剰余金	△10,237
その他利益剰余金	△10,237
固定資産圧縮積立金	954
繰越利益剰余金	△11,191
自己株式	△10,815
評価・換算差額等	174
その他有価証券評価差額金	936
繰延ヘッジ損益	△762
純資産合計	60,501
負債純資産合計	322,037

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		338,345
売上原価		306,480
売上総利益		31,865
販売費及び一般管理費		26,974
営業利益		4,891
営業外収益		
受取利息及び配当金	9,440	
為替差益	652	
その他	1,596	11,688
営業外費用		
支払利息	1,319	
社債利息	84	
債務保証損失引当金繰入額	4,356	
資金調達費用	2,713	
固定資産除却損	247	
その他	1,977	10,697
経常利益		5,882
特別利益		
債務保証損失引当金戻入額	8,220	
固定資産売却益	3,597	
投資有価証券売却益	1,402	
その他	16	13,235
特別損失		
関係会社株式評価損	25,596	
事業構造改善費用	1,582	
減損損失	702	
その他	208	28,087
税引前当期純損失 (△)		△8,969
法人税、住民税及び事業税		713
当期純損失 (△)		△9,682

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位: 百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	53,076	13,269	15,034	28,302	955	△1,509	△554
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩				－	△0	0	－
当期純損失 (△)				－		△9,682	△9,682
自己株式の取得				－			－
自己株式の処分			△0	△0			－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)				－			－
事業年度中の変動額合計	－	－	△0	△0	△0	△9,682	△9,682
当期末残高	53,076	13,269	15,034	28,302	954	△11,191	△10,237

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△10,866	69,958	879	18	897	70,855
事業年度中の変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－	－
当期純損失 (△)		△9,682			－	△9,682
自己株式の取得	△1	△1			－	△1
自己株式の処分	52	52			－	52
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)		－	57	△780	△723	△723
事業年度中の変動額合計	51	△9,631	57	△780	△723	△10,354
当期末残高	△10,815	60,327	936	△762	174	60,501

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

株式会社フジクラ
取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	齋 藤 剛 ㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	五 代 英 紀 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フジクラの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジクラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

株式会社フジクラ
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋藤剛	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五代英紀	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フジクラの2020年4月1日から2021年3月31日までの第173期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第173期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、次の方法で監査を実施しました。なお、金融商品取引法における財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人PwCあらた有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネットなどを経由した手段も活用しながら、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社は品質管理を重要課題と位置づけ、品質管理強化の諸施策を実施しており、監査等委員会ではその実施状況を確認しております。その取り組みに対して、指摘すべき事項は認められません。監査等委員会は、品質管理強化諸施策の実施状況を、今後も継続的に確認してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月17日

株式会社フジクラ 監査等委員会

常勤監査等委員	小 田 康 之 ㊞
監査等委員	下志万 正 明 ㊞
監査等委員	阿 部 謙一郎 ㊞
監査等委員	白 井 芳 夫 ㊞
監査等委員	村 田 恒 子 ㊞
監査等委員	花 崎 浜 子 ㊞

(注) 監査等委員 下志万正明、阿部謙一郎、白井芳夫、村田恒子、花崎浜子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場案内図

日時 2021年6月30日（水曜日）午前10時

場所 当社本社会議室 東京都江東区木場一丁目5番1号

交通 東京メトロ東西線『木場』駅下車（徒歩5分）
4b番 出口から、新木場方面へ進み、一つめの交差点を右折後約150m先の左側です。



株式会社フジクラ

当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。